

## 第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可及び届出事務（令和 3 年度）	43
第 1 節	改正前食品衛生法関係（令和 3 年 5 月 31 日まで）	43
第 2 節	食品製造業等取締条例関係（令和 3 年 5 月 31 日まで）	43
第 3 節	改正後食品衛生法関係（令和 3 年 6 月 1 日以降）	43
第 4 節	営業許可の有効期限	44
第 2 節	監視指導業務	44
第 1 節	監視指導	44
第 2 節	収去	76
第 3 節	GLP	77
第 3 節	食品衛生管理者	78
第 4 節	輸入食品対策	79
第 1 節	輸入食品対策実施結果	79
第 2 節	輸入農産物等の残留農薬検査結果	80
第 3 節	遺伝子組換え食品の検査結果について	91
第 4 節	都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	92
第 5 節	食品中の放射性物質対策	94
第 1 節	都内流通食品の放射性物質検査	94
第 6 節	牛乳衛生	96
第 1 節	乳処理場の衛生	96
第 2 節	健康安全研究センターハサップ指導担当	96
第 3 節	生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	97
第 7 節	農畜水産食品衛生	98
第 1 節	と畜場及び食肉衛生検査所	98
第 2 節	市場衛生検査所	98
第 3 節	ふぐ	98
第 4 節	食鳥検査	103
第 8 節	食品汚染対策	104
第 1 節	魚介類等の水銀汚染調査結果	104
第 2 節	食品等の PCB 汚染調査結果	108
第 3 節	魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果	112
第 4 節	東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）	115
第 5 節	流通魚介類の PCB、有機スズ等汚染実態調査	125
第 6 節	汚染米調査	130
第 9 節	食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策	131
第 1 節	食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化	131
第 2 節	DNA 鑑定等による食品の科学的検証	132
第 3 節	遺伝子組換え食品の表示検証	133

第4	健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化	135
第10節	食品衛生自主管理認証制度	136
第1	制度の概要	136
第2	令和3年度の主な取組	136
第11節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度、法に基づく自主回収届出制度	137
第1	食品安全条例に基づく自主回収報告制度の概要	137
第2	食品安全条例に基づく自主回収情報の公表	137
第3	法に基づく自主回収届出制度の概要	138
第4	法に基づく自主回収届出の国への報告	138
第12節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	139
第1	食の安全に関する相談	139
第2	衛生展、街頭相談等の開催	139
第3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	140
第4	食品衛生講習会	141
第5	食の安全都民フォーラム	142
第6	その他の都民向けセミナー	142
第7	インターネットによる情報提供	142
第13節	その他の事業	144
第1	シアン化合物含有豆類の取扱状況	144
第2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	145

## 第2章 食品衛生関係事業

### 第1節 許可及び届出事務（令和3年度）

令和3年6月、食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、新たに営業届出制度が創設された。また、食品製造業等取締条例を廃止し、法規定との整合性を図った。

#### 第1 改正前食品衛生法（以下「旧法」という。）関係 （令和3年5月31日まで）

##### 1 許可を要するもの

旧法第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、旧法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されていた。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則（以下「委任規則」という。）により許可の権限が保健所長に委任されていた。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっていた。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっていた。

##### 2 報告するもの

改正前食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されていた。

#### 第2 食品製造業等取締条例関係

（令和3年5月31日まで）

##### 1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、弁当等人力販売業が、本条例第5条の3により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されていた。許可権限は多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により特別区、八王子市及び町田市が処理

する事務とされていた。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では、知事に許可の権限があった。

##### 2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く。）及びその加工品、豆腐及びその加工品又はゆでめん類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っていた。

また、同条例第5条の5で卵選別包装業者、第5条の6で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められていた。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されていた。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では知事に権限があった。

#### 第3 改正後食品衛生法（以下「法」という。）関係 （令和3年6月1日以降）

##### 1 許可を要するもの

法第54条の規定により都道府県が施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して基準を定め、法第55条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により32業種が指定されている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、委任規則により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっている。

##### 2 届出を要するもの

法第57条の規定により、営業（法第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で

定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、あらかじめ、厚生労働省令で定められた事項を都道府県知事に届け出なければならないとされている。

多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域においては、委任規則により届出の受理が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限

となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の権限となっている。

### 第4 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。

## 第2節 監視指導業務

### 第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。令和3年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その1）

（令和4年3月末現在）

	総計	(1) 旧法第五十二条に規定する営業（総計）	飲食店営業								
			小計	ホテル・テ館	キャバレー	一般飲食店	民生食堂	すし屋	そば屋	仕出し屋	
2年度	全都	261,436	251,360	190,643	1,952	9,985	137,669	21	4,290	4,278	1,790
	都	39,632	38,288	26,732	588	706	18,066	-	610	633	338
	区	210,778	202,332	156,225	1,296	8,890	114,650	21	3,519	3,490	1,372
	市	11,026	10,740	7,686	68	389	4,953	-	161	155	80
3年度	全都	216,844	208,271	161,382	1,656	8,702	116,326	15	3,643	3,524	1,533
	都	32,905	31,745	22,381	474	611	15,028	-	506	509	291
	区	174,952	167,760	132,555	1,124	7,727	97,168	15	3,005	2,886	1,180
	市	8,987	8,766	6,446	58	364	4,130	-	132	129	62
区	千代田区	9,154	8,652	7,266	81	143	5,855	-	150	224	14
	中央区	12,992	12,016	9,307	121	1,387	6,481	1	392	191	32
	港区	18,033	17,068	13,459	102	659	10,728	3	359	210	78
	新宿区	15,052	14,327	12,260	124	1,542	9,437	-	193	141	70
	文京区	4,121	3,947	3,059	22	44	2,398	2	64	82	31
	台東区	8,203	7,807	6,390	225	417	4,569	3	144	168	33
	墨田区	5,344	5,147	4,038	46	365	2,688	2	81	112	54
	江東区	7,148	6,885	4,921	26	58	3,475	1	94	119	60
	品川区	6,459	6,252	4,853	39	288	3,324	1	126	121	41
	目黒区	4,654	4,496	3,556	9	115	2,672	-	88	63	40
	大田区	8,503	8,265	6,229	43	225	4,356	-	144	142	69
	世田谷区	10,236	9,920	7,411	5	45	5,568	-	144	177	123
	渋谷区	11,087	10,687	8,631	84	744	6,762	-	166	112	35
	中野区	4,323	4,201	3,341	4	172	2,563	-	102	72	28
	杉並区	6,351	6,155	4,874	8	54	3,742	-	96	105	48
	豊島区	7,312	7,051	5,821	94	589	4,197	-	109	132	39
	北区	4,525	4,415	3,474	13	217	2,469	-	64	70	37
	荒川区	2,638	2,539	1,970	10	31	1,380	1	46	59	27
	板橋区	5,340	5,182	3,947	3	86	2,749	1	79	110	67
練馬区	5,281	5,143	3,865	4	122	2,620	-	78	119	85	
足立区	6,769	6,565	5,071	27	30	3,369	-	100	134	69	
葛飾区	4,996	4,815	3,867	8	121	2,553	-	71	118	55	
江戸川区	6,431	6,225	4,945	26	273	3,213	-	115	105	45	
市	八王子市	5,578	5,448	3,975	36	178	2,640	-	83	71	35
	町田市	3,409	3,318	2,471	22	186	1,490	-	49	58	27
都	西多摩	4,630	4,528	3,275	77	124	2,051	-	71	75	40
	南多摩	2,713	2,651	1,949	12	25	1,252	-	39	37	35
	多摩立川	7,199	7,012	5,051	45	178	3,498	-	106	117	63
	多摩府中	10,144	9,867	7,191	19	201	5,078	-	170	189	86
	多摩小平	5,593	5,473	3,928	11	69	2,684	-	104	80	61
	大島	687	677	440	168	2	176	-	9	3	1
	三宅	153	151	99	37	-	40	-	-	1	1
	八丈	337	336	234	54	12	135	-	1	3	4
	小笠原	148	147	108	51	-	34	-	2	-	-
	市場	1,301	903	106	-	-	80	-	4	4	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その2）

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	ス エ コ ン ピ ア ン 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぶ ら 船	屋 形 船
2 年 度	全都	6,645	7,878	114	100	2,953	6,754	3,794	2,223	22	175
	都	1,366	1,173	19	16	582	1,617	756	262	-	-
	区	4,954	6,304	91	79	2,056	4,666	2,752	1,888	22	175
	市	325	401	4	5	315	471	286	73	-	-
3 年 度	全都	5,597	6,319	72	68	2,025	7,591	3,377	782	16	136
	都	1,126	940	14	15	454	1,617	657	139	-	-
	区	4,196	5,072	56	49	1,336	5,493	2,460	636	16	136
	市	275	307	2	4	235	481	260	7	-	-
区	千代田区	160	282	-	-	37	240	71	9	-	-
	中央区	186	208	5	1	18	184	84	2	3	11
	港区	146	428	11	1	20	299	152	244	2	17
	新宿区	63	149	1	3	73	204	161	99	-	-
	文京区	116	49	5	3	2	174	22	45	-	-
	台東区	162	168	7	1	285	107	77	2	2	20
	墨田区	141	157	-	-	158	143	58	24	-	9
	江東区	218	170	4	3	36	355	203	74	1	24
	品川区	150	338	-	1	1	272	117	9	5	20
	目黒区	90	150	-	1	104	139	81	4	-	-
	大田区	344	276	5	4	182	279	113	41	1	5
	世田谷区	309	322	7	2	63	435	211	-	-	-
	渋谷区	150	159	1	1	36	180	195	6	-	-
	中野区	101	86	-	1	-	138	54	20	-	-
	杉並区	204	211	2	1	39	280	66	18	-	-
	豊島区	180	201	2	3	8	169	96	2	-	-
	北区	152	135	1	2	7	226	63	18	-	-
	荒川区	104	173	-	3	-	110	25	-	-	1
	板橋区	234	209	4	2	29	299	65	10	-	-
練馬区	215	194	1	3	36	305	76	7	-	-	
足立区	283	456	-	5	3	380	213	-	-	2	
葛飾区	206	344	-	2	66	222	100	1	-	-	
江戸川区	282	207	-	6	133	353	157	1	2	27	
市	八王子市	144	108	2	4	226	298	145	5	-	-
	町田市	131	199	-	-	9	183	115	2	-	-
都	西多摩	124	121	-	5	270	166	125	26	-	-
	南多摩	130	98	2	1	26	218	45	29	-	-
	多摩立川	268	183	1	2	26	323	201	40	-	-
	多摩府中	323	289	5	5	86	535	194	11	-	-
	多摩小平	235	203	2	-	35	335	80	29	-	-
	大島	24	28	-	2	7	14	6	-	-	-
	三宅	1	9	-	-	4	6	-	-	-	-
	八丈	11	5	-	-	-	7	2	-	-	-
	小笠原	8	2	-	-	-	7	4	-	-	-
	市場	2	2	4	-	-	6	-	4	-	-

(令和4年3月末現在)

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生造菓業子	菓その製造業の	移動	臨時	自動車
2年度	全都	17,347	3,127	14,063	157	23,074	4,939	5,350	11,578	7	543	657
	都	2,914	460	2,415	39	4,445	977	958	2,225	1	126	158
	区	13,630	2,538	10,987	105	17,331	3,669	4,164	8,753	6	338	401
	市	803	129	661	13	1,298	293	228	600	-	79	98
3年度	全都	9,716	2,629	6,950	137	19,859	4,199	4,562	10,140	5	393	560
	都	2,008	389	1,586	33	3,810	846	792	1,931	-	104	137
	区	7,253	2,128	5,032	93	14,957	3,108	3,591	7,681	5	228	344
	市	455	112	332	11	1,092	245	179	528	-	61	79
区	千代田区	191	152	38	1	595	211	130	240	-	4	10
	中央区	602	290	307	5	816	213	312	279	-	-	12
	港区	1,130	149	975	6	1,168	268	250	625	-	1	24
	新宿区	362	122	233	7	876	110	200	512	-	37	17
	文京区	246	54	190	2	408	82	103	218	-	2	3
	台東区	168	123	41	4	704	76	199	336	1	85	7
	墨田区	215	60	154	1	473	63	118	277	-	8	7
	江東区	643	80	555	8	705	130	153	376	-	6	40
	品川区	426	56	369	1	514	137	95	274	-	-	8
	目黒区	207	93	105	9	461	148	117	177	-	7	12
	大田区	584	74	510	-	777	179	234	307	-	42	15
	世田谷区	365	145	209	11	1,375	246	296	797	1	6	29
	渋谷区	397	221	172	4	976	144	232	575	-	8	17
	中野区	172	36	133	3	349	84	71	190	-	-	4
	杉並区	194	66	128	-	685	144	125	407	-	1	8
	豊島区	128	101	17	10	617	140	153	303	1	1	19
	北区	186	43	137	6	391	79	97	197	-	-	18
	荒川区	104	26	78	-	222	47	46	129	-	-	-
	板橋区	306	44	261	1	499	109	123	260	-	1	6
	練馬区	233	55	176	2	621	130	128	333	-	9	21
足立区	235	49	182	4	646	125	152	337	2	-	30	
葛飾区	48	40	6	2	487	105	121	238	-	6	17	
江戸川区	111	49	56	6	592	138	136	294	-	4	20	
市	八王子市	349	62	282	5	667	156	122	288	-	61	40
	町田市	106	50	50	6	425	89	57	240	-	-	39
都	西多摩	289	39	244	6	523	94	117	245	-	40	27
	南多摩	95	46	46	3	370	97	78	172	-	14	9
	多摩立川	539	87	444	8	805	202	155	399	-	4	45
	多摩府中	629	145	472	12	1,250	254	237	694	-	28	37
	多摩小平	380	59	318	3	707	170	171	336	-	13	17
	大島	10	9	-	1	83	16	23	40	-	3	1
	三宅	1	1	-	-	18	2	2	12	-	2	-
	八丈	2	2	-	-	34	7	4	22	-	-	1
	小笠原	1	1	-	-	18	3	4	11	-	-	-
	市場	62	-	62	-	2	1	1	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その3）

		あん 類 製 造 業	類 アイ 製 スク 造 リ 業 ム	乳 処 理 業	さ 特 く 取 別 取 処 理 業 乳	乳 製 品 製 造 業	集 乳 業
2 年 度	全都	54	2,517	7	-	194	-
	都	11	444	6	-	44	-
	区	40	1,940	-	-	140	-
	市	3	133	1	-	10	-
3 年 度	全都	43	2,131	7	-	170	-
	都	11	365	6	-	39	-
	区	30	1,653	-	-	123	-
	市	2	113	1	-	8	-
区	千代田区	1	127	-	-	3	-
	中央区	1	135	-	-	15	-
	港区	1	112	-	-	11	-
	新宿区	2	98	-	-	11	-
	文京区	2	42	-	-	2	-
	台東区	1	108	-	-	1	-
	墨田区	1	63	-	-	3	-
	江東区	2	89	-	-	2	-
	品川区	1	28	-	-	2	-
	目黒区	-	28	-	-	3	-
	大田区	2	87	-	-	12	-
	世田谷区	1	91	-	-	12	-
	渋谷区	2	186	-	-	13	-
	中野区	1	36	-	-	-	-
	杉並区	-	49	-	-	1	-
	豊島区	1	74	-	-	6	-
	北区	3	31	-	-	8	-
	荒川区	-	13	-	-	-	-
	板橋区	2	40	-	-	3	-
	練馬区	1	52	-	-	1	-
足立区	2	57	-	-	3	-	
葛飾区	3	50	-	-	4	-	
江戸川区	-	57	-	-	7	-	
市	八王子市	2	60	-	-	5	-
	町田市	-	53	1	-	3	-
都	西多摩	2	36	2	-	9	-
	南多摩	1	41	-	-	2	-
	多摩立川	3	78	2	-	11	-
	多摩府中	3	147	1	-	10	-
	多摩小平	1	51	-	-	3	-
	大島	1	5	1	-	2	-
	三宅	-	-	-	-	-	-
	八丈	-	3	-	-	1	-
	小笠原	-	3	-	-	-	-
	市場	-	1	-	-	1	-



(令和4年3月末現在)

		食 肉 処 理 業	食肉販売業				製食 肉 造 製 業 品	魚介類販売業			せ魚 り 売 介 営 業 類
			小 計	一 般	自 動 販 売 機	自 動 車		小 計	一 般	自 動 車	
2 年 度	全都	824	5,012	4,913	-	99	245	4,908	4,718	190	35
	都	129	879	850	-	29	45	1,492	1,444	48	34
	区	669	3,888	3,833	-	55	184	3,176	3,048	128	-
	市	26	245	230	-	15	16	240	226	14	1
3 年 度	全都	701	4,354	4,336	-	18	211	4,138	4,016	122	31
	都	111	727	715	-	12	37	1,295	1,262	33	31
	区	568	3,430	3,424	-	6	162	2,656	2,568	88	-
	市	22	197	197	-	-	12	187	186	1	-
区	千代田区	5	106	106	-	-	5	61	60	1	-
	中央区	11	282	282	-	-	15	296	292	4	-
	港区	18	354	352	-	2	6	152	152	-	-
	新宿区	34	220	220	-	-	4	130	129	1	-
	文京区	14	48	48	-	-	3	45	43	2	-
	台東区	24	136	136	-	-	7	100	98	2	-
	墨田区	17	119	119	-	-	4	91	84	7	-
	江東区	44	153	153	-	-	7	135	126	9	-
	品川区	42	137	137	-	-	8	89	86	3	-
	目黒区	10	65	65	-	-	7	44	44	-	-
	大田区	33	180	180	-	-	13	180	180	-	-
	世田谷区	18	253	253	-	-	19	180	174	6	-
	渋谷区	12	130	130	-	-	4	71	71	-	-
	中野区	17	104	103	-	1	6	90	87	3	-
	杉並区	12	126	126	-	-	4	108	106	2	-
	豊島区	24	134	134	-	-	14	92	92	-	-
	北区	23	104	104	-	-	2	80	75	5	-
	荒川区	28	68	68	-	-	3	61	59	2	-
	板橋区	32	129	126	-	3	9	109	103	6	-
練馬区	30	123	123	-	-	4	117	110	7	-	
足立区	66	179	179	-	-	8	158	139	19	-	
葛飾区	16	123	123	-	-	-	100	98	2	-	
江戸川区	38	157	157	-	-	10	167	160	7	-	
市	八王子市	14	112	112	-	-	8	111	110	1	-
	町田市	8	85	85	-	-	4	76	76	-	-
都	西多摩	12	106	100	-	6	7	98	90	8	-
	南多摩	3	64	64	-	-	5	56	54	2	-
	多摩立川	38	165	163	-	2	8	126	123	3	-
	多摩府中	19	205	202	-	3	9	186	177	9	-
	多摩小平	11	139	139	-	-	7	137	126	11	1
	大島	-	25	24	-	1	1	33	33	-	5
	三宅	-	10	10	-	-	-	13	13	-	-
	八丈	1	4	4	-	-	-	11	11	-	2
	小笠原	-	2	2	-	-	-	2	2	-	2
	市場	27	7	7	-	-	-	633	633	-	21

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その4）

	製魚 品肉 製練 造業	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射放 射業	製清 涼飲 造料 業水	製乳 酸造 菌飲 業料	氷雪製造業				氷雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動角 造機 氷	自 動 販 売 機		
2 年 度	全都	127	637	474	163	-	83	6	127	26	15	86	144
	都	22	163	128	35	-	25	4	28	16	12	-	24
	区	94	448	330	118	-	48	2	99	10	3	86	115
	市	11	26	16	10	-	10	-	-	-	-	-	5
3 年 度	全都	96	474	427	47	-	77	6	33	22	10	1	2
	都	13	120	109	11	-	22	4	25	15	10	-	-
	区	74	339	304	35	-	46	2	8	7	-	1	2
	市	9	15	14	1	-	9	-	-	-	-	-	-
区	千代田区	3	25	25	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	中央区	9	20	4	16	-	5	-	2	1	-	1	-
	港区	-	15	9	6	-	3	-	1	1	-	-	-
	新宿区	4	1	1	-	-	4	-	1	1	-	-	1
	文京区	-	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	台東区	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	墨田区	3	2	1	1	-	2	-	1	1	-	-	-
	江東区	3	33	29	4	-	6	-	-	-	-	-	-
	品川区	3	3	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	目黒区	1	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	大田区	2	32	32	-	-	3	-	1	1	-	-	-
	世田谷区	8	7	7	-	-	1	1	-	-	-	-	-
	渋谷区	4	62	62	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	中野区	1	3	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-
	杉並区	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	豊島区	4	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北区	4	22	22	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	荒川区	2	17	16	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	板橋区	2	22	20	2	-	1	-	-	-	-	-	1
練馬区	3	16	15	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
足立区	3	6	4	2	-	1	-	1	1	-	-	-	
葛飾区	8	11	10	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
江戸川区	6	20	19	1	-	5	-	1	1	-	-	-	
市	八王子市	7	14	14	-	-	7	-	-	-	-	-	-
	町田市	2	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
都	西多摩	-	17	14	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	南多摩	-	6	6	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	多摩立川	1	21	21	-	-	2	3	-	-	-	-	-
	多摩府中	2	28	25	3	-	4	1	-	-	-	-	-
	多摩小平	2	12	12	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	大島	5	8	4	4	-	2	-	10	4	6	-	-
	三宅	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-
	八丈	-	3	2	1	-	3	-	5	1	4	-	-
	小笠原	2	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-
市場	1	25	25	-	-	-	-	8	8	-	-	-	

(令和4年3月末現在)

	食用油脂製造業			製シマ ョー ーガ 造ト リン ン又 業グ は	み そ 製 造 業	し よ う ゆ 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
2 年 度	全都	62	23	39	2	45	13	103	116	417	10	709
	都	21	3	18	-	21	7	25	36	96	5	156
	区	33	18	15	2	21	4	73	77	294	4	508
	市	8	2	6	-	3	2	5	3	27	1	45
3 年 度	全都	52	19	33	1	39	9	92	108	292	6	605
	都	17	3	14	-	19	5	24	32	72	3	136
	区	27	14	13	1	17	2	64	73	201	2	432
	市	8	2	6	-	3	2	4	3	19	1	37
区	千代田区	2	-	2	-	1	-	1	3	3	-	22
	中央区	-	-	-	-	1	-	1	4	7	-	34
	港区	-	-	-	-	1	1	8	5	6	-	27
	新宿区	2	2	-	-	-	-	2	5	9	-	22
	文京区	-	-	-	-	1	-	-	1	4	-	11
	台東区	1	1	-	-	2	-	1	7	4	-	22
	墨田区	9	8	1	-	-	-	5	5	7	1	19
	江東区	1	-	1	-	-	-	3	8	12	-	21
	品川区	1	-	1	-	1	-	2	4	7	-	24
	目黒区	-	-	-	-	-	-	-	2	5	-	7
	大田区	2	-	2	-	-	-	5	1	8	-	27
	世田谷区	1	-	1	-	1	-	9	6	15	-	22
	渋谷区	1	-	1	-	-	-	5	3	1	-	23
	中野区	1	-	1	-	2	-	-	2	10	-	6
	杉並区	-	-	-	-	-	-	2	6	12	-	11
	豊島区	-	-	-	-	-	1	3	3	11	-	19
	北区	1	-	1	-	-	-	2	2	14	1	20
	荒川区	2	2	-	-	-	-	3	-	4	-	8
	板橋区	1	1	-	-	1	-	-	3	9	-	17
練馬区	1	-	1	-	3	-	1	1	11	-	15	
足立区	-	-	-	-	-	-	3	2	18	-	23	
葛飾区	-	-	-	-	2	-	3	-	17	-	17	
江戸川区	1	-	1	1	1	-	5	-	7	-	15	
市	八王子市	6	2	4	-	-	1	3	3	7	1	30
	町田市	2	-	2	-	3	1	1	-	12	-	7
都	西多摩	5	2	3	-	10	3	7	8	13	1	23
	南多摩	1	-	1	-	2	-	2	-	10	-	10
	多摩立川	3	1	2	-	2	-	1	2	11	-	37
	多摩府中	3	-	3	-	2	-	9	9	19	1	34
	多摩小平	-	-	-	-	1	-	4	2	17	1	28
	大島	5	-	5	-	-	-	-	4	1	-	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	八丈	-	-	-	-	2	2	1	4	1	-	2
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数 (その5)

(令和4年3月末現在)

		製そ う 造 ざ 業い	食 び か ん 製 ん 詰 造 又 業 詰 は	添 加 物 製 造 業	ふぐの取扱規制条 例に規定する営業		第(2) 旧法 施行 細則 營 業 (再 掲)	生食用食肉取扱施設			
					取 ふ 扱 所 ぐ	施 製 ふ 品 ぐ 取 加 設 扱 工		飲 食 店 營 業	食 肉 処 理 業	食 肉 販 売 業	給 食 施 設
2 年 度	全都	3,713	59	127	3,035	7,041	297	294	2	1	0
	都	438	16	26	332	1,012	7	7	0	0	0
	区	3,156	37	94	2,644	5,802	289	286	2	1	0
	市	119	6	7	59	227	1	1	0	0	-
3 年 度	全都	3,475	46	115	2,563	6,010	275	272	2	1	-
	都	395	12	25	302	858	8	8	-	-	-
	区	2,971	29	83	2,224	4,968	266	263	2	1	-
	市	109	5	7	37	184	1	1	-	-	-
区	千代田区	225	-	6	129	373	12	12	-	-	-
	中央区	443	2	8	322	654	59	59	-	-	-
	港区	582	4	4	395	570	56	55	-	1	-
	新宿区	278	1	-	279	446	26	26	-	-	-
	文京区	47	-	1	55	119	6	6	-	-	-
	台東区	121	2	6	149	247	11	11	-	-	-
	墨田区	60	-	9	54	143	3	3	-	-	-
	江東区	90	3	4	65	198	3	3	-	-	-
	品川区	105	-	-	55	152	6	6	-	-	-
	目黒区	91	1	4	43	115	9	9	-	-	-
	大田区	79	2	6	68	170	4	4	-	-	-
	世田谷区	120	3	1	87	229	14	14	-	-	-
	渋谷区	160	2	3	111	289	33	33	-	-	-
	中野区	55	1	1	46	76	3	3	-	-	-
	杉並区	68	-	1	48	148	-	-	-	-	-
	豊島区	92	-	2	53	208	8	7	1	-	-
	北区	40	-	6	26	84	2	2	-	-	-
	荒川区	32	1	-	30	69	2	2	-	-	-
	板橋区	42	2	5	43	115	1	1	-	-	-
練馬区	40	1	2	28	110	6	5	1	-	-	
足立区	77	1	5	47	157	-	-	-	-	-	
葛飾区	53	2	2	34	147	1	1	-	-	-	
江戸川区	71	1	7	57	149	1	1	-	-	-	
市	八王子市	54	5	7	24	106	1	1	-	-	-
	町田市	55	-	-	13	78	-	-	-	-	-
都	西多摩	60	2	16	22	80	-	-	-	-	-
	南多摩	32	-	-	17	45	1	1	-	-	-
	多摩立川	100	2	1	45	142	3	3	-	-	-
	多摩府中	99	3	3	61	216	3	3	-	-	-
	多摩小平	35	3	1	27	93	1	1	-	-	-
	大島	32	-	3	3	7	-	-	-	-	-
	三宅	5	1	-	-	2	-	-	-	-	-
	八丈	20	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	小笠原	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	市場	9	-	-	126	272	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1-2 法に関する食品衛生関係営業施設数（その1）

（令和4年3月末現在）

		飲食店営業										
		小計	一般飲食店	集団給食	自動車	簡易	移動	臨時	天ぷら船	屋形船		
2年度	全都											
	都											
	区											
	市											
3年度	全都	38,109	31,523	28,533	1,192	1,063	204	25	466	4	36	
	都	5,857	4,679	4,149	232	195	20	3	80	-	-	
	区	30,506	25,433	23,251	873	754	174	19	322	4	36	
	市	1,746	1,411	1,133	87	114	10	3	64	-	-	
区	千代田区	1,721	1,466	1,391	34	23	9	-	9	-	-	
	中央区	2,142	1,696	1,638	22	13	3	-	16	1	3	
	港区	2,933	2,311	2,171	45	52	33	-	3	-	7	
	新宿区	2,312	2,092	1,994	37	35	8	-	18	-	-	
	文京区	784	673	637	32	2	2	-	-	-	-	
	台東区	1,613	1,393	1,255	16	22	4	1	93	-	2	
	墨田区	879	739	653	17	15	1	1	52	-	-	
	江東区	1,193	929	801	50	57	10	-	-	1	10	
	品川区	1,064	892	820	26	39	-	-	-	1	6	
	目黒区	815	675	585	13	31	42	-	4	-	-	
	大田区	1,608	1,391	1,112	152	42	2	-	80	-	3	
	世田谷区	1,894	1,490	1,348	64	60	14	-	4	-	-	
	渋谷区	2,098	1,813	1,738	12	41	-	15	7	-	-	
	中野区	689	592	550	25	16	1	-	-	-	-	
	杉並区	1,073	897	817	55	16	6	-	3	-	-	
	豊島区	1,273	1,090	1,052	14	23	-	-	1	-	-	
	北区	684	578	522	27	25	3	-	1	-	-	
	荒川区	478	364	344	9	8	3	-	-	-	-	
	板橋区	952	796	704	56	29	7	-	-	-	-	
	練馬区	988	797	705	54	32	1	-	5	-	-	
足立区	1,262	1,042	912	43	71	15	1	-	-	-		
葛飾区	953	786	687	36	42	5	-	16	-	-		
江戸川区	1,098	931	815	34	60	5	1	10	1	5		
市	八王子市	1,103	890	694	61	60	9	2	64	-	-	
	町田市	643	521	439	26	54	1	1	-	-	-	
都	西多摩	882	724	623	27	37	1	-	36	-	-	
	南多摩	555	444	390	31	18	2	1	2	-	-	
	多摩立川	1,372	1,106	998	43	48	4	1	12	-	-	
	多摩府中	1,772	1,471	1,315	76	58	6	1	15	-	-	
	多摩小平	938	755	653	51	31	5	-	15	-	-	
	大島	135	89	85	2	1	1	-	-	-	-	
	三宅	16	14	13	-	-	1	-	-	-	-	
	八丈	78	49	48	-	1	-	-	-	-	-	
	小笠原	26	19	17	1	1	-	-	-	-	-	
	市場	75	8	7	1	-	-	-	-	-	-	
	芝浦食肉	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場（花き市場を除く。）内における知事許可施設数

表2-2-1-2 法に関する食品衛生関係営業施設数（その2）

		調理の機能を有する自動販売機	食肉販売業	魚介類販売業	魚介類競り売り営業	集乳業	乳処理業	特別牛乳搾取処理業	食肉処理業		
									総数	一般	自動車
2年度	全都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	区	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3年度	全都	135	633	580	3	-	1	-	115	115	-
	都	22	128	152	3	-	1	-	19	19	-
	区	106	473	393	-	-	-	-	93	93	-
	市	7	32	35	-	-	-	-	3	3	-
区	千代田区	5	11	5	-	-	-	-	2	2	-
	中央区	3	29	25	-	-	-	-	3	3	-
	港区	3	49	21	-	-	-	-	4	4	-
	新宿区	2	22	19	-	-	-	-	1	1	-
	文京区	1	5	7	-	-	-	-	1	1	-
	台東区	5	32	14	-	-	-	-	-	-	-
	墨田区	5	9	8	-	-	-	-	2	2	-
	江東区	12	24	24	-	-	-	-	14	14	-
	品川区	2	18	7	-	-	-	-	8	8	-
	目黒区	-	6	7	-	-	-	-	1	1	-
	大田区	8	28	32	-	-	-	-	4	4	-
	世田谷区	8	38	41	-	-	-	-	4	4	-
	渋谷区	5	16	12	-	-	-	-	2	2	-
	中野区	1	16	12	-	-	-	-	2	2	-
	杉並区	1	17	15	-	-	-	-	2	2	-
	豊島区	2	23	16	-	-	-	-	1	1	-
	北区	5	11	13	-	-	-	-	2	2	-
	荒川区	5	9	7	-	-	-	-	2	2	-
板橋区	8	24	21	-	-	-	-	9	9	-	
練馬区	5	18	25	-	-	-	-	4	4	-	
足立区	10	27	19	-	-	-	-	10	10	-	
葛飾区	3	20	18	-	-	-	-	10	10	-	
江戸川区	7	21	25	-	-	-	-	5	5	-	
市	八王子市	4	20	25	-	-	-	-	3	3	-
	町田市	3	12	10	-	-	-	-	-	-	-
都	西多摩	1	19	10	-	-	-	-	3	3	-
	南多摩	2	20	22	-	-	-	-	1	1	-
	多摩立川	7	27	31	-	-	-	-	3	3	-
	多摩府中	2	27	33	-	-	-	-	2	2	-
	多摩小平	5	24	17	-	-	-	-	2	2	-
	大島	-	5	8	1	-	-	-	-	-	-
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	-	5	4	-	-	1	-	-	-	-
	小笠原	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	市場	5	-	27	2	-	-	-	-	-	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	

(令和4年3月末現在)

		放射線の食品製造業	菓子製造業	アイスクリーム類製造業	乳製品製造業	清涼飲料水製造業	食肉製品製造業	水産製品製造業	氷雪製造業	液卵製造業	食用油脂製造業
2年度	全都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	区	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3年度	全都	-	2,145	60	16	16	28	93	8	2	14
	都	-	398	7	5	4	6	31	4	-	5
	区	-	1,622	51	9	9	19	61	4	2	8
	市	-	125	2	2	3	3	1	-	-	1
区	千代田区	-	70	5	1	-	1	1	-	-	-
	中央区	-	95	6	-	-	-	21	-	-	-
	港区	-	164	5	1	-	2	4	-	-	1
	新宿区	-	69	5	-	-	-	3	-	-	1
	文京区	-	43	2	-	-	-	3	-	-	-
	台東区	-	79	4	-	1	-	1	-	1	-
	墨田区	-	52	1	-	-	-	-	-	-	3
	江東区	-	64	2	1	-	2	5	1	-	-
	品川区	-	55	-	-	1	-	-	-	-	-
	目黒区	-	66	3	-	-	-	1	-	-	-
	大田区	-	66	-	2	-	2	2	-	-	-
	世田谷区	-	173	5	1	-	3	2	2	1	-
	渋谷区	-	98	3	-	2	1	2	-	-	1
	中野区	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-
	杉並区	-	72	-	1	1	3	6	-	-	-
	豊島区	-	62	5	1	-	-	1	-	-	-
	北区	-	36	-	-	-	1	1	-	-	-
	荒川区	-	38	-	-	1	1	2	1	-	-
板橋区	-	66	1	-	-	2	-	-	-	-	
練馬区	-	55	3	-	-	1	1	-	-	-	
足立区	-	74	1	-	-	-	3	-	-	-	
葛飾区	-	40	-	-	3	-	-	-	-	1	
江戸川区	-	45	-	1	-	-	2	-	-	1	
市	八王子市	-	71	1	2	2	1	1	-	-	-
	町田市	-	54	1	-	1	2	-	-	-	1
都	西多摩	-	55	1	2	-	3	2	-	-	2
	南多摩	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-
	多摩立川	-	94	3	1	1	1	1	-	-	-
	多摩府中	-	125	1	1	1	2	4	-	-	-
	多摩小平	-	78	1	-	2	-	1	-	-	1
	大島	-	11	-	-	-	-	6	2	-	2
	三宅	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
	八丈	-	7	1	1	-	-	3	-	-	-
	小笠原	-	2	-	-	-	-	1	1	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-1-2 法に関する食品衛生関係営業施設数 (その3)

		みそ又は しょうゆ 製造業	酒類 製造業	豆腐 製造業	納豆 製造業	麺類 製造業	そうざい 製造業	複合型 そうざい 製造業	冷凍食品 製造業	複合型 冷凍食品 製造業	漬物 製造業
2 年度	全都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	区	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3 年度	全都	10	35	98	3	122	927	8	64	3	96
	都	1	9	21	2	20	105	5	8	-	22
	区	8	25	71	1	94	789	3	56	3	67
	市	1	1	6	-	8	33	-	-	-	7
区	千代田区	1	3	2	1	7	49	-	15	-	-
	中央区	-	1	1	-	3	80	-	-	-	5
	港区	2	2	2	-	3	182	-	-	-	8
	新宿区	-	3	1	-	1	56	-	-	-	7
	文京区	-	1	2	-	3	14	-	-	-	-
	台東区	-	1	7	-	7	38	-	1	-	6
	墨田区	-	-	-	-	5	18	-	-	-	2
	江東区	1	2	4	-	-	35	-	5	-	5
	品川区	-	-	2	-	4	37	-	-	-	-
	目黒区	-	-	2	-	3	23	-	2	-	-
	大田区	-	2	4	-	5	22	-	1	2	-
	世田谷区	1	1	5	-	7	52	-	2	-	5
	渋谷区	-	5	3	-	6	30	-	19	-	4
	中野区	-	-	2	-	3	14	-	-	-	1
	杉並区	1	1	3	-	4	16	-	-	-	-
	豊島区	-	2	3	-	7	21	2	1	1	2
	北区	-	-	7	-	-	8	-	2	-	-
	荒川区	-	1	5	-	6	15	-	3	-	1
板橋区	-	-	2	-	4	14	-	1	-	3	
練馬区	1	-	6	-	1	19	-	2	-	5	
足立区	-	-	3	-	5	15	1	1	-	7	
葛飾区	-	-	2	-	7	15	-	-	-	4	
江戸川区	1	-	3	-	3	16	-	1	-	2	
市	八王子市	-	1	4	-	5	21	-	-	-	3
	町田市	1	-	2	-	3	12	-	-	-	4
都	西多摩	1	4	5	-	4	22	-	3	-	5
	南多摩	-	1	1	-	2	9	2	-	-	3
	多摩立川	-	2	1	-	5	24	3	2	-	2
	多摩府中	-	-	6	1	5	34	-	2	-	4
	多摩小平	-	-	7	-	4	11	-	-	-	5
	大島	-	1	1	1	-	2	-	-	-	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	市場	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



(令和4年3月末現在)

		密封包装 食品 製造業	食品の 小分け業	添加物 製造業	東京都ふぐの 取扱いい規制 条例に規定 する営業	生食用食肉 取扱施設 (再掲)
2 年度	全都					
	都					
	区					
	市					
3 年度	全都	49	80	15	1,227	73
	都	17	5	1	177	3
	区	26	67	12	1,001	69
	市	6	8	2	49	1
区	千代田区	-	5	-	71	3
	中央区	1	10	1	162	11
	港区	1	2	-	166	9
	新宿区	1	5	-	24	12
	文京区	1	2	1	25	-
	台東区	-	5	-	18	4
	墨田区	2	1	1	31	-
	江東区	3	7	2	51	1
	品川区	-	-	2	36	3
	目黒区	1	2	-	23	2
	大田区	-	3	-	34	3
	世田谷区	1	3	2	47	5
	渋谷区	3	6	-	67	11
	中野区	-	-	-	6	1
	杉並区	3	2	-	28	-
	豊島区	-	1	-	32	-
	北区	-	-	-	20	1
	荒川区	1	1	-	15	1
	板橋区	-	-	1	-	-
練馬区	2	3	-	40	2	
足立区	4	2	-	38	-	
葛飾区	-	3	1	40	-	
江戸川区	2	4	1	27	-	
市	八王子市	5	4	2	38	1
	町田市	1	4	-	11	-
都	西多摩	1	1	-	14	-
	南多摩	-	1	-	21	-
	多摩立川	9	-	1	48	-
	多摩府中	2	1	-	48	3
	多摩小平	-	2	-	23	-
	大島	5	-	-	-	-
	三宅	-	-	-	-	-
	八丈	-	-	-	3	-
	小笠原	-	-	-	-	-
	市場	-	-	-	20	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1-3 法に関する食品衛生関係届出施設数（その1）

		総計	旧許可業種であった営業					浄化槽・自動販売機 設置（屋内）
			小計	（販売包装） 魚介業類	（販売包装） 食肉業類	販売 乳業類	販売 氷雪業類	
2年度	全都							
	都							
	区市							
3年度	全都	75,653	29,899	4,379	5,085	13,578	138	6,719
	都	13,925	5,108	782	886	2,789	23	628
	区	57,841	23,154	3,351	3,921	9,946	111	5,825
	市	3,887	1,637	246	278	843	4	266
区	千代田区	4,591	2,661	165	201	743	3	1,549
	中央区	3,662	1,474	160	176	549	8	581
	港区	3,999	1,033	28	31	365	1	608
	新宿区	3,629	1,067	97	126	441	-	403
	文京区	1,585	623	95	102	319	5	102
	台東区	1,995	634	77	96	212	11	238
	墨田区	1,599	610	120	128	321	4	37
	江東区	3,083	521	76	96	164	12	173
	品川区	2,455	887	92	113	356	9	317
	目黒区	1,348	513	79	105	258	-	71
	大田区	3,435	1,544	265	294	893	10	82
	世田谷区	3,501	1,547	277	312	822	7	129
	渋谷区	2,877	944	89	136	249	1	469
	中野区	1,046	184	7	17	127	1	32
	杉並区	1,969	703	136	160	365	1	41
	豊島区	2,402	1,025	152	176	431	9	257
	北区	1,514	662	120	141	331	7	63
	荒川区	963	388	62	84	200	4	38
	板橋区	2,406	1,735	392	420	835	4	84
	練馬区	2,244	842	144	181	448	-	69
足立区	2,793	1,426	278	332	653	7	156	
葛飾区	2,090	930	166	189	425	4	146	
江戸川区	2,655	1,201	274	305	439	3	180	
市	八王子市	2,239	997	156	181	512	2	146
	町田市	1,648	640	90	97	331	2	120
都	西多摩	1,660	637	105	127	375	5	25
	南多摩	1,679	773	96	106	364	1	206
	多摩立川	2,703	1,012	169	193	574	2	74
	多摩府中	4,205	1,741	259	298	911	6	267
	多摩小平	2,387	855	139	149	515	3	49
	大島	139	18	-	2	13	3	-
	三宅	27	9	1	1	6	1	-
	八丈	82	24	2	4	17	1	-
	小笠原	28	0	-	-	-	-	-
	市場	991	32	11	4	13	1	3
	芝浦食肉	24	7	-	2	1	-	4

(令和4年3月末現在)

		販売業								
		小計	販売業 弁当	野菜果物 販売業	米穀類 販売業	通信販売・ 訪問販売	コンビニ ストア	百貨店、 総合 スーパー	自動販売 機による 販売業	食料・飲料 その他
2 年度	全都									
	都									
	区									
	市									
3 年度	全都	37,395	1,800	2,411	554	121	6,343	2,497	4,479	19,190
	都	6,842	188	744	119	12	1,194	633	839	3,113
	区	28,885	1,550	1,588	394	100	4,806	1,666	3,349	15,432
	市	1,668	62	79	41	9	343	198	291	645
区	千代田区	1,809	221	24	6	3	289	38	150	1,078
	中央区	1,970	148	89	13	6	209	49	100	1,356
	港区	2,717	188	46	11	15	395	70	309	1,683
	新宿区	2,276	110	85	30	7	399	99	174	1,372
	文京区	807	88	54	13	1	126	41	71	413
	台東区	1,167	59	58	27	1	190	53	188	591
	墨田区	813	72	71	11	1	143	54	47	414
	江東区	2,218	159	64	16	6	334	79	576	984
	品川区	1,307	41	61	18	8	240	64	170	705
	目黒区	605	23	53	12	5	118	36	53	305
	大田区	1,446	83	101	17	7	294	107	204	633
	世田谷区	1,395	69	151	31	5	266	133	103	637
	渋谷区	1,690	81	60	19	6	269	81	206	968
	中野区	698	16	34	16	3	177	58	60	334
	杉並区	942	35	85	18	4	191	70	72	467
	豊島区	1,209	43	62	16	3	226	90	124	645
	北区	688	14	53	13	1	129	47	103	328
	荒川区	430	19	43	15	1	96	34	35	187
	板橋区	564	9	72	12	-	14	7	74	376
	練馬区	1,027	16	69	19	3	212	129	80	499
足立区	1,048	21	88	17	7	158	120	125	512	
葛飾区	878	20	73	21	-	150	78	114	422	
江戸川区	1,181	15	92	23	7	181	129	211	523	
市	八王子市	908	22	42	23	5	207	96	194	319
	町田市	760	40	37	18	4	136	102	97	326
都	西多摩	744	22	43	27	2	158	87	107	298
	南多摩	685	26	34	11	1	134	63	158	258
	多摩立川	1,343	43	78	32	2	271	138	191	588
	多摩府中	1,862	72	108	30	5	393	169	227	858
	多摩小平	1,101	23	68	19	2	237	158	144	450
	大島	87	1	6	-	-	-	15	1	64
	三宅	12	-	1	-	-	-	-	-	11
	八丈	32	-	8	-	-	-	2	-	22
	小笠原	9	1	2	-	-	-	1	-	5
	市場	950	-	396	-	-	1	-	11	542
	芝浦食肉	17	-	-	-	-	-	-	-	17

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事への届出施設数

表 2-2-1-3 法に関する食品衛生関係届出施設数 (その2)

		製造・加工業										
		小計	加工製造・添加物	添加物の加工業	健康食品の製造	いわゆる除く。製造業	製造・加工業	食品・農産品保存	調味料・加工業	糖類・加工業	精穀・製粉業	製茶業
2年度	全都											
	都											
	区											
	市											
3年度	全都	2,266	9	72	548	79	518	5	387	117		
	都	489	2	24	114	34	86	-	56	37		
	区	1,656	7	42	406	40	423	5	313	72		
	市	121	-	6	28	5	9	-	18	8		
区	千代田区	26	-	-	3	1	9	-	6	-		
	中央区	43	1	1	11	1	10	-	8	-		
	港区	76	-	-	25	-	25	-	4	7		
	新宿区	77	-	-	26	2	24	-	10	1		
	文京区	34	-	3	11	-	10	-	6	2		
	台東区	85	-	2	24	2	20	-	5	4		
	墨田区	56	-	-	19	2	8	2	9	6		
	江東区	82	1	2	16	5	21	2	16	1		
	品川区	97	-	1	21	-	30	-	16	-		
	目黒区	74	-	1	25	-	24	-	12	6		
	大田区	93	1	2	22	1	10	-	24	3		
	世田谷区	191	1	2	47	7	68	-	26	11		
	渋谷区	132	1	5	31	1	53	-	8	1		
	中野区	44	-	2	12	1	15	-	6	2		
	杉並区	70	1	1	36	3	10	-	6	1		
	豊島区	63	-	1	14	-	19	-	21	-		
	北区	32	-	3	7	-	7	-	8	-		
	荒川区	41	-	1	3	-	5	-	14	11		
	板橋区	68	-	-	11	4	6	-	38	-		
練馬区	78	-	4	11	4	11	-	17	5			
足立区	70	1	6	9	-	7	-	28	3			
葛飾区	69	-	3	10	4	23	-	5	5			
江戸川区	55	-	2	12	2	8	1	20	3			
市	八王子市	59	-	5	12	2	5	-	10	6		
	町田市	62	-	1	16	3	4	-	8	2		
都	西多摩	82	1	9	2	7	14	-	8	14		
	南多摩	44	-	2	9	2	4	-	7	3		
	多摩立川	65	-	8	14	4	6	-	12	10		
	多摩府中	157	1	3	54	8	35	-	12	3		
	多摩小平	97	-	2	32	10	11	-	17	4		
	大島	12	-	-	1	1	6	-	-	1		
	三宅	2	-	-	-	-	-	-	-	1		
	八丈	15	-	-	-	2	9	-	-	-		
	小笠原	14	-	-	2	-	1	-	-	1		
	市場	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(令和4年3月末現在)

	製造・加工業				その他						
	加工業・海藻	卵選別包装業	食品製造・その他	小計	行商	集団給食施設	(合成樹脂製に限る。)	包装の製造器具容器	飲食の提供、営業とみなされないもの	露店、仮設店、おける	その他
2年度	全都										
	都										
	区										
	市										
3年度	全都	45	32	454	6,093	456	5,320	101	12	204	
	都	3	19	114	1,486	90	1,339	10	2	45	
	区	42	8	298	4,146	357	3,556	85	8	140	
	市	-	5	42	461	9	425	6	2	19	
区	千代田区	-	1	6	95	15	73	3	4	-	
	中央区	1	-	10	175	53	116	3	-	3	
	港区	-	-	15	173	47	120	-	-	6	
	新宿区	-	1	13	209	9	196	-	-	4	
	文京区	-	-	2	121	8	112	1	-	-	
	台東区	1	3	24	109	18	88	3	-	-	
	墨田区	3	-	7	120	8	102	7	1	2	
	江東区	1	-	17	262	15	232	5	1	9	
	品川区	1	-	28	164	31	129	2	-	2	
	目黒区	1	-	5	156	5	150	-	-	1	
	大田区	22	-	8	352	9	253	9	-	81	
	世田谷区	-	-	29	368	38	326	-	-	4	
	渋谷区	1	2	29	111	27	80	1	-	3	
	中野区	1	-	5	120	7	112	-	-	1	
	杉並区	-	-	12	254	13	235	2	-	4	
	豊島区	1	-	7	105	8	96	1	-	-	
	北区	-	-	7	132	5	115	7	1	4	
	荒川区	2	-	5	104	3	94	3	-	4	
	板橋区	1	-	8	39	5	32	2	-	-	
	練馬区	3	1	22	297	7	286	1	-	3	
足立区	1	-	15	249	12	224	12	-	1		
葛飾区	2	-	17	213	6	196	6	1	4		
江戸川区	-	-	7	218	8	189	17	-	4		
市	八王子市	-	2	17	275	4	254	4	1	12	
	町田市	-	3	25	186	5	171	2	1	7	
都	西多摩	2	4	21	197	12	176	7	-	2	
	南多摩	-	2	15	177	17	158	-	-	2	
	多摩立川	-	2	9	283	37	237	-	-	9	
	多摩府中	-	1	40	445	15	418	1	2	9	
	多摩小平	-	1	20	334	5	322	2	-	5	
	大島	1	1	1	22	3	17	-	-	2	
	三宅	-	-	1	4	-	2	-	-	2	
	八丈	-	-	4	11	-	8	-	-	3	
	小笠原	-	8	2	5	1	1	-	-	3	
	市場	-	-	1	8	-	-	-	-	8	
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事への届出施設数

表2-2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総計	（規定する営業に法） （総計） 第五十二條衛生法	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム類製造業	乳処理業	さく特別牛乳処理業	乳製品製造業	
2年度	全都	599,587	338,601	143,333	8,777	19,156	155	2,576	64	-	275	
	都	345,179	176,563	36,939	3,790	5,407	57	650	54	-	196	
	区	245,577	156,844	103,449	4,762	13,196	95	1,851	5	-	71	
	市	8,831	5,194	2,945	225	553	3	75	5	-	8	
3年度	全都	243,805	197,996	63,853	3,738	8,111	100	860	55	-	233	
	都	171,639	137,324	21,460	2,555	2,591	15	277	49	-	138	
	区	69,826	59,027	41,448	1,147	5,295	84	543	-	-	88	
	市	2,340	1,645	945	36	225	1	40	6	-	7	
区	千代田区	1,683	1,455	1,227	68	55	-	19	-	-	-	
	中央区	2,571	2,318	1,897	126	110	-	8	-	-	3	
	港区	3,837	3,670	3,116	50	172	-	15	-	-	1	
	新宿区	4,725	3,954	2,723	59	251	2	37	-	-	13	
	文京区	1,712	1,264	934	23	138	-	18	-	-	3	
	台東区	3,024	2,559	1,830	20	206	-	6	-	-	-	
	墨田区	1,516	1,297	962	27	111	-	11	-	-	-	
	江東区	2,044	1,381	987	30	121	-	6	-	-	3	
	品川区	1,240	1,121	865	19	66	-	4	-	-	-	
	目黒区	3,021	2,167	1,845	17	122	-	1	-	-	3	
	大田区	5,925	5,418	3,680	109	600	6	108	-	-	13	
	世田谷区	3,249	2,244	1,367	63	337	-	13	-	-	8	
	渋谷区	2,544	2,348	1,819	124	206	-	33	-	-	1	
	中野区	1,218	926	640	9	73	-	13	-	-	-	
	杉並区	3,974	3,330	2,214	75	387	-	27	-	-	1	
	豊島区	4,125	3,785	2,250	61	330	-	67	-	-	5	
	北区	4,318	3,576	2,560	19	254	7	18	-	-	5	
市	荒川区	829	705	541	7	48	-	1	-	-	-	
	板橋区	4,562	3,845	2,666	22	467	30	9	-	-	8	
	練馬区	1,971	1,520	853	19	158	2	26	-	-	1	
	足立区	2,982	2,585	1,613	120	358	12	28	-	-	1	
	葛飾区	6,711	5,802	3,558	49	609	25	61	-	-	14	
	江戸川区	2,045	1,757	1,301	31	116	-	14	-	-	5	
	八王子市	980	672	372	13	65	1	18	-	-	1	
	町田市	1,360	973	573	23	160	-	22	6	-	6	
	都	西多摩	2,413	1,849	1,148	42	270	2	25	1	-	9
		南多摩	3,142	1,916	1,172	49	301	-	22	-	-	-
		多摩立川	5,139	3,782	2,469	70	541	1	29	2	-	10
		多摩府中	6,437	3,807	2,488	122	454	2	89	-	-	9
		多摩小平	4,070	1,797	1,245	85	161	1	11	-	-	2
		大島	1,795	1,686	1,062	16	180	-	31	23	-	23
		三宅	901	828	522	5	103	-	-	-	-	-
		八丈	530	481	254	3	41	-	11	12	-	8
		小笠原	267	204	57	5	48	-	16	-	-	-
市場		114,378	99,253	6,800	779	59	-	30	-	-	32	
センター 芝浦食肉		25,658 6,909	14,829 6,892	4,153 90	1,193 186	433 -	9 -	13 -	11 -	- -	45 -	

(令和4年3月末現在)

		集 乳 業	乳 類 販 売 業	食 肉 処 理 業	食 肉 販 売 業	食 肉 製 品 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	営 魚 介 類 せ り 業 売	製 魚 肉 練 り 製 業 品	冷 食 品 の 冷 凍 又 は 蔵	照 食 品 の 放 射 線
2 年 度	全都	-	17,143	8,274	19,638	384	106,348	4,734	247	1,267	-
	都	-	6,806	7,601	9,722	160	96,190	4,733	131	976	-
	区	-	9,885	665	9,534	211	9,795	1	106	275	-
	市	-	452	8	382	13	363	-	10	16	-
3 年 度	全都	-	1,968	7,137	7,439	233	94,337	4,839	246	846	-
	都	-	721	6,713	4,200	99	91,131	4,839	97	660	-
	区	-	1,202	409	3,138	122	3,106	-	144	173	-
	市	-	45	15	101	12	100	-	5	13	-
区	千代田区	-	23	1	13	-	17	-	1	2	-
	中央区	-	21	3	40	1	67	-	1	-	-
	港区	-	36	7	61	2	48	-	-	3	-
	新宿区	-	42	36	246	4	182	-	4	1	-
	文京区	-	26	5	28	6	61	-	-	2	-
	台東区	-	38	2	151	14	186	-	-	-	-
	墨田区	-	10	12	45	3	58	-	-	3	-
	江東区	-	25	18	59	4	59	-	3	10	-
	品川区	-	25	12	43	1	38	-	1	2	-
	目黒区	-	17	2	50	-	82	-	4	1	-
	大田区	-	132	29	287	14	274	-	3	29	-
	世田谷区	-	36	8	127	5	104	-	76	2	-
	渋谷区	-	35	2	51	2	27	-	3	12	-
	中野区	-	19	6	48	1	75	-	-	2	-
	杉並区	-	29	12	207	12	255	-	3	-	-
	豊島区	-	363	17	288	7	294	-	4	-	-
	北区	-	39	19	233	6	253	-	-	28	-
	荒川区	-	12	2	30	1	25	-	-	8	-
板橋区	-	44	39	228	22	132	-	7	10	-	
練馬区	-	46	19	116	8	174	-	9	17	-	
足立区	-	17	78	158	5	132	-	1	1	-	
葛飾区	-	144	62	551	-	483	-	20	25	-	
江戸川区	-	23	18	78	4	80	-	4	15	-	
市	八王子市	-	17	3	55	1	61	-	5	13	-
	町田市	-	28	12	46	11	39	-	-	-	-
都	西多摩	-	21	7	87	15	103	-	1	10	-
	南多摩	-	34	4	115	12	122	-	-	1	-
	多摩立川	-	54	47	168	7	206	-	8	16	-
	多摩府中	-	62	8	213	10	247	-	18	8	-
	多摩小平	-	36	5	87	8	95	-	-	6	-
	大島	-	8	-	74	8	107	4	15	7	-
	三宅	-	-	-	58	-	79	-	-	4	-
	八丈	-	5	1	23	-	31	-	5	6	-
	小笠原	-	6	-	25	-	26	1	1	-	-
	市場	-	111	-	395	-	85,534	4,659	42	426	-
	センター	-	368	127	2,869	39	4,581	175	7	176	-
芝浦食肉	-	16	6,514	86	-	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品製造業取締条例に規定する営業及び食品衛生法施行細則第十六条に規定する営業に関しては、条例廃止等により、令和3年6月以降は存在しないため、令和3年4月1日から同年5月末までの監視指導数を計上している(なお、令和4年3月末現在を基準日とした表2-2-1では削除している)。

表 2-2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ガ 造トリ ニン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う ゆ 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業
2 年 度	全都	177	27	223	646	76	9	40	14	99	89
	都	109	23	215	612	50	4	29	12	50	57
	区	57	4	8	33	23	5	10	1	46	32
	市	11	-	-	1	3	-	1	1	3	-
3 年 度	全都	92	12	318	107	39	4	25	20	73	52
	都	57	11	313	84	26	-	18	15	23	35
	区	33	1	5	23	11	4	6	5	49	17
	市	2	-	-	-	2	-	1	-	1	-
区	千代田区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	港区	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1
	新宿区	4	-	1	1	2	-	-	-	3	5
	文京区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	台東区	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	墨田区	2	-	2	-	-	-	-	-	2	-
	江東区	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	品川区	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	目黒区	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大田区	-	-	-	-	4	-	-	-	2	1
	世田谷区	1	1	1	-	1	-	1	1	5	2
	渋谷区	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	中野区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	杉並区	2	-	-	-	-	-	1	1	1	1
	豊島区	-	-	-	9	-	-	-	3	6	-
	北区	-	-	-	-	-	-	-	-	8	3
	荒川区	-	-	1	1	1	-	-	-	3	-
板橋区	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
練馬区	2	-	-	-	-	-	2	-	1	2	
足立区	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
葛飾区	11	-	-	2	1	2	2	-	11	-	
江戸川区	-	-	-	-	2	2	-	-	4	-	
市	八王子市	2	-	-	-	2	-	-	-	1	-
	町田市	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
都	西多摩	3	-	-	-	2	-	4	-	3	3
	南多摩	2	-	-	-	-	-	4	-	-	1
	多摩立川	3	5	-	-	5	-	1	-	-	-
	多摩府中	4	-	-	-	-	-	-	-	1	6
	多摩小平	3	-	-	-	-	-	-	-	5	-
	大島	5	-	24	-	12	-	-	8	-	1
	三宅	8	-	-	6	-	-	-	-	-	3
	八丈	2	-	9	-	-	-	8	7	1	10
	小笠原	6	-	1	-	-	-	-	-	-	6
	市場	-	-	271	2	-	-	-	-	-	-
	センター	21	6	8	76	7	-	1	-	13	5
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-





表 2-2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		粉 末 食 品 製 造 業	製 そ う 菜 半 製 品 等 業	調 味 料 等 製 造 業	魚 介 類 加 工 業	食 料 品 等 販 売 業	液 卵 製 造 業	卵 選 別 包 装 業	集 団 給 食	ふぐの取扱規制条 例に規定する営業	
										取 ふ 扱 所 ぐ	施 製 ふ 品 ぐ 取 加 設 扱 工
2 年 度	全都	171	239	651	1,593	52,216	20	236	9,521	7,220	10,520
	都	110	99	320	1,401	35,563	16	227	2,900	4,395	7,146
	区	53	139	304	191	16,042	4	9	6,533	2,754	3,272
	市	8	1	27	1	611	-	-	88	71	102
3 年 度	全都	28	23	81	302	6,465	1	13	2,071	5,808	6,202
	都	24	8	38	285	5,096	-	13	514	3,585	4,577
	区	3	14	36	17	1,299	1	-	1,475	2,186	1,585
	市	1	1	7	-	70	-	-	82	37	40
区	千代田区	-	-	-	-	12	-	-	3	125	85
	中央区	-	-	-	1	47	-	-	20	73	22
	港区	-	-	-	-	77	-	-	-	70	19
	新宿区	-	-	2	1	46	-	-	124	420	169
	文京区	-	-	2	1	57	-	-	182	105	71
	台東区	-	-	-	2	30	-	-	20	195	92
	墨田区	-	-	-	-	51	-	-	72	63	19
	江東区	-	-	-	2	49	-	-	47	94	104
	品川区	-	-	-	-	24	-	-	7	67	15
	目黒区	-	2	-	1	41	-	-	2	147	184
	大田区	1	-	4	1	182	-	-	29	114	123
	世田谷区	-	1	5	1	47	1	-	17	84	59
	渋谷区	-	-	2	1	28	-	-	1	121	41
	中野区	-	-	-	-	34	-	-	99	35	52
	杉並区	-	1	-	-	72	-	-	85	70	33
	豊島区	-	-	-	1	76	-	-	2	57	64
	北区	-	1	5	3	52	-	-	197	52	82
	荒川区	-	1	1	-	21	-	-	8	30	46
板橋区	-	-	2	-	111	-	-	194	60	144	
練馬区	-	1	2	-	30	-	-	114	37	25	
足立区	-	-	1	-	21	-	-	36	61	26	
葛飾区	-	7	10	2	161	-	-	89	46	80	
江戸川区	2	-	-	-	30	-	-	127	60	30	
市	八王子市	1	-	2	-	38	-	-	6	26	23
	町田市	-	1	5	-	32	-	-	76	11	17
都	西多摩	1	1	3	1	44	-	-	17	34	52
	南多摩	-	-	3	-	56	-	-	79	52	74
	多摩立川	-	-	7	-	106	-	-	183	127	189
	多摩府中	3	-	3	-	142	-	-	58	121	236
	多摩小平	-	-	-	2	47	-	-	143	57	92
	大島	4	-	2	5	24	-	1	5	2	-
	三宅	4	-	-	7	13	-	-	5	-	8
	八丈	3	-	1	-	7	-	-	11	2	3
	小笠原	4	-	2	3	14	-	-	13	-	-
	市場	-	-	-	184	3,047	-	12	-	3,190	2,869
	センター	5	7	17	83	1,579	-	-	-	-	1,054
	芝浦食肉	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-

(令和4年3月末現在)

		（定細食品衛生法施行細則第十六条に規定する営業業） 総数	許可を要しない 食品製造業	許可を要しない 食品販売業	製造・器具・容器 販売業	添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	（規定再掲） 食品衛生法施行細則第十七条に規定する営業業
2年度	全都	176,516	4,033	157,541	9,957	6	4,977	2	253
	都	115,890	577	105,099	6,740	5	3,467	2	5
	区	57,907	3,451	49,923	3,042	1	1,490	-	248
	市	2,719	5	2,519	175	-	20	-	-
3年度	全都	24,624	292	22,154	1,413	-	765	-	149
	都	20,125	120	18,243	1,079	-	683	-	3
	区	4,048	116	3,574	290	-	68	-	146
	市	451	56	337	44	-	14	-	-
区	千代田区	3	-	3	-	-	-	-	-
	中央区	15	-	15	-	-	-	-	12
	港区	-	-	-	-	-	-	-	9
	新宿区	6	-	6	-	-	-	-	26
	文京区	30	1	29	-	-	-	-	-
	台東区	110	5	105	-	-	-	-	7
	墨田区	13	-	13	-	-	-	-	-
	江東区	366	-	366	-	-	-	-	-
	品川区	4	1	3	-	-	-	-	-
	目黒区	476	-	466	5	-	5	-	19
	大田区	52	1	45	4	-	2	-	17
	世田谷区	787	24	637	122	-	4	-	7
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	-	29
	中野区	72	-	72	-	-	-	-	-
	杉並区	381	4	314	39	-	24	-	-
	豊島区	137	8	129	-	-	-	-	-
	北区	348	41	260	20	-	27	-	7
	荒川区	15	-	12	2	-	1	-	4
	板橋区	189	4	161	20	-	4	-	-
練馬区	241	-	241	-	-	-	-	6	
足立区	252	15	230	6	-	1	-	-	
葛飾区	513	12	429	72	-	-	-	3	
江戸川区	38	-	38	-	-	-	-	-	
市	八王子市	210	56	112	28	-	14	-	-
	町田市	241	-	225	16	-	-	-	-
都	西多摩	410	23	359	12	-	16	-	-
	南多摩	961	19	871	37	-	34	-	-
	多摩立川	741	7	623	32	-	79	-	-
	多摩府中	2,066	40	1,987	39	-	-	-	-
	多摩小平	1,932	17	1,895	11	-	9	-	1
	大島	66	4	60	1	-	1	-	-
	三宅	36	-	36	-	-	-	-	-
	八丈	22	-	21	1	-	-	-	-
	小笠原	21	-	21	-	-	-	-	-
	市場	5,815	-	5,615	200	-	-	-	-
	センター	8,055	10	6,755	746	-	544	-	2
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品製造業取締条例に規定する営業及び食品衛生法施行細則第十六条に規定する営業に関しては、条例廃止等により、令和3年6月以降は存在しないため、令和3年4月1日から同年5月末までの監視指導数を計上している（なお、令和4年3月末現在を基準日とした表2-2-1では削除している）。

表 2-2-2-2 法に関する食品衛生関係許可施設監視指導数（その1）

		総計	飲食店営業	自動販売機を調理の機能有する機器	販売業肉	販売介業類	魚介類競り営業	集乳業	乳処理業	特別牛乳搾取処理業	食肉処理業
2年度	全都										
	都										
	区										
	市										
3年度	全都	58,670	44,899	184	1,221	3,348	81	-	4	-	1,013
	都	14,834	8,226	66	478	2,615	81	-	4	-	863
	区	41,913	35,107	111	705	689	-	-	-	-	147
	市	1,923	1,566	7	38	44	-	-	-	-	3
区	千代田区	2,148	1,856	5	12	6	-	-	-	-	2
	中央区	2,649	2,094	3	49	105	-	-	-	-	3
	港区	5,713	4,663	4	110	50	-	-	-	-	9
	新宿区	2,910	2,627	2	32	22	-	-	-	-	2
	文京区	950	807	2	9	11	-	-	-	-	1
	台東区	3,164	2,721	10	64	33	-	-	-	-	16
	墨田区	968	819	5	13	11	-	-	-	-	3
	江東区	1,897	1,526	10	20	18	-	-	-	-	15
	品川区	1,222	1,020	2	20	8	-	-	-	-	10
	目黒区	1,080	909	-	6	8	-	-	-	-	1
	大田区	1,953	1,657	8	43	42	-	-	-	-	6
	世田谷区	2,244	1,762	9	46	94	-	-	-	-	5
	渋谷区	2,289	2,019	5	20	16	-	-	-	-	3
	中野区	741	636	1	23	15	-	-	-	-	2
	杉並区	1,324	1,091	1	20	24	-	-	-	-	2
	豊島区	1,838	1,595	2	34	18	-	-	-	-	3
	北区	1,012	829	5	22	30	-	-	-	-	8
	荒川区	574	440	5	9	7	-	-	-	-	2
	板橋区	1,260	1,039	8	29	35	-	-	-	-	10
	練馬区	1,158	911	6	20	33	-	-	-	-	7
足立区	1,457	1,199	10	35	26	-	-	-	-	18	
葛飾区	1,474	1,256	1	37	28	-	-	-	-	12	
江戸川区	1,888	1,631	7	32	49	-	-	-	-	7	
市	八王子市	1,180	966	4	25	32	-	-	-	-	3
	町田市	743	600	3	13	12	-	-	-	-	-
都	西多摩	1,093	878	1	28	15	-	-	-	-	6
	南多摩	1,305	990	3	67	76	-	-	-	-	2
	多摩立川	2,481	1,963	8	50	53	-	-	-	-	5
	多摩府中	2,950	2,467	4	46	66	-	-	-	-	3
	多摩小平	1,106	890	6	36	24	-	-	-	-	2
	大島	374	252	-	9	27	5	-	-	-	-
	三宅	53	50	-	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	221	113	-	20	17	-	-	4	-	-
	小笠原	53	41	-	4	-	-	-	-	-	-
	市場	3,130	144	38	-	2,140	76	-	-	-	-
	センター	1,234	438	6	218	197	-	-	-	-	11
	芝浦食肉	834	0	-	-	-	-	-	-	-	834

(令和4年3月末現在)

		照放食 射射品 業線の	製菓 造 業子	類クア 製リイ 造ムス	製乳 造製 業品	製飲清 造料 業水涼	製食 肉 造製 業品	製水 産 造製 業品	製氷 造 業雪	製液 造 業卵	製食 用 造油 業脂
2 年度	全都										
	都										
	区										
	市										
3 年度	全都	-	3,243	94	22	27	58	532	12	4	27
	都	-	792	18	11	10	20	433	8	-	11
	区	-	2,306	74	9	13	31	97	4	4	15
	市	-	145	2	2	4	7	2	-	-	1
区	千代田区	-	78	5	1	-	1	1	-	-	-
	中央区	-	156	12	-	-	-	26	-	-	-
	港区	-	335	9	1	-	5	5	-	-	2
	新宿区	-	94	5	-	-	-	3	-	-	1
	文京区	-	56	2	-	-	-	6	-	-	-
	台東区	-	136	8	-	2	-	4	-	2	-
	墨田区	-	65	2	-	-	-	-	-	-	3
	江東区	-	108	2	1	-	4	7	1	-	-
	品川区	-	69	-	-	1	-	-	-	-	-
	目黒区	-	77	4	-	-	-	1	-	-	-
	大田区	-	100	-	2	-	4	5	-	-	-
	世田谷区	-	198	5	1	1	3	3	2	2	-
	渋谷区	-	106	3	-	2	1	3	-	-	1
	中野区	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-
	杉並区	-	105	-	1	1	6	13	-	-	-
	豊島区	-	102	9	1	-	-	1	-	-	-
	北区	-	48	-	-	-	3	1	-	-	-
	荒川区	-	43	-	-	1	1	5	1	-	-
	板橋区	-	99	3	-	-	2	-	-	-	-
	練馬区	-	65	4	-	-	1	2	-	-	-
足立区	-	96	1	-	-	-	4	-	-	-	
葛飾区	-	62	-	-	5	-	-	-	-	4	
江戸川区	-	69	-	1	-	-	7	-	-	4	
市	八王子市	-	77	1	2	2	1	2	-	-	-
	町田市	-	68	1	-	2	6	-	-	-	1
都	西多摩	-	72	2	2	-	5	2	-	-	2
	南多摩	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-
	多摩立川	-	215	7	3	3	5	3	-	-	-
	多摩府中	-	218	1	2	2	3	8	-	-	-
	多摩小平	-	86	2	-	3	-	1	-	-	1
	大島	-	22	-	-	-	-	15	4	-	6
	三宅	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
	八丈	-	26	4	4	-	-	6	-	-	-
	小笠原	-	3	-	-	-	-	1	2	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	351	-	-	-
	センター	-	99	2	-	2	7	45	-	-	2
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の1業種(飲食店営業)の監視指導は各区で行っている。

表 2-2-2-2 法に関する食品衛生関係許可施設監視指導数 (その2)

		製し よそ 造う 業ゆは	製酒 造 業類	製豆 造 業腐	製納 造 業豆	製麵 造 業類	製そ うざ 業い	製そ複 う合 造ざ 業い型	製冷 凍食 造食 業品	製冷複 凍食 造合 業品型	製漬 造 業物
2 年度	全都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	区	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3 年度	全都	13	56	162	8	164	1,554	17	93	11	156
	都	2	22	39	7	31	245	14	16	4	48
	区	9	33	112	1	124	1,271	3	77	7	100
	市	2	1	11	-	9	38	-	-	-	8
区	千代田区	1	3	2	1	9	53	-	19	-	-
	中央区	-	1	2	-	5	79	-	-	-	7
	港区	2	5	2	-	5	466	-	-	-	11
	新宿区	-	3	1	-	3	64	-	-	-	9
	文京区	-	1	2	-	3	16	-	-	-	-
	台東区	-	2	17	-	12	88	-	2	-	12
	墨田区	-	-	-	-	6	27	-	-	-	2
	江東区	2	2	6	-	-	50	-	8	-	9
	品川区	-	-	2	-	5	54	-	-	-	-
	目黒区	-	-	2	-	3	28	-	2	-	-
	大田区	-	2	5	-	8	31	-	1	6	-
	世田谷区	1	1	7	-	8	61	-	3	-	5
	渋谷区	-	9	3	-	6	33	-	23	-	4
	中野区	-	-	3	-	3	16	-	-	-	1
	杉並区	1	1	3	-	4	25	-	-	-	-
	豊島区	-	2	7	-	9	27	2	1	1	2
	北区	-	-	10	-	-	18	-	7	-	-
	荒川区	-	1	8	-	6	20	-	3	-	1
	板橋区	-	-	3	-	4	22	-	1	-	4
練馬区	1	-	11	-	1	23	-	5	-	7	
足立区	-	-	4	-	6	23	1	1	-	7	
葛飾区	-	-	2	-	12	18	-	-	-	13	
江戸川区	1	-	10	-	6	29	-	1	-	6	
市	八王子市	-	1	6	-	6	23	-	-	-	3
	町田市	2	-	5	-	3	15	-	-	-	5
都	西多摩	2	5	5	-	5	30	-	3	-	7
	南多摩	-	2	5	-	7	31	5	-	-	21
	多摩立川	-	9	2	-	10	50	5	5	-	4
	多摩府中	-	-	12	3	5	48	-	3	-	5
	多摩小平	-	-	9	-	4	12	-	-	-	5
	大島	-	2	6	4	-	4	-	-	-	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	-	4	-	-	-	3	-	-	-	2
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	市場	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-
	センター	-	-	-	-	-	53	4	4	4	2
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(令和4年3月末現在)

		製食密 造封 業品装	小食 分 業の	製添 造加 業物	す条取 る例扱 営にの 業規規 業定制	東 京 都 ふ ぐ	(取 再 掲 掲 設 肉)
2 年 度	全 都						
	都						
	区						
	市						
3 年 度	全 都	83	111	19	1,454	88	
	都	45	8	3	714	8	
	区	32	94	14	724	80	
	市	6	9	2	16	-	
区	千代田区	-	5	-	88	3	
	中央区	1	13	2	91	14	
	港区	1	2	-	26	5	
	新宿区	1	5	-	36	12	
	文京区	1	2	1	30	-	
	台東区	-	11	-	24	4	
	墨田区	2	1	1	8	-	
	江東区	3	10	2	93	-	
	品川区	-	-	2	29	3	
	目黒区	1	3	-	35	3	
	大田区	-	4	-	29	5	
	世田谷区	1	4	2	20	2	
	渋谷区	4	7	-	21	16	
	中野区	-	-	-	2	1	
	杉並区	4	6	-	16	-	
	豊島区	-	1	-	21	-	
	北区	-	-	-	31	7	
	荒川区	1	1	-	19	1	
	板橋区	-	-	1	-	-	
	練馬区	3	3	-	55	4	
足立区	4	2	-	20	-		
葛飾区	-	6	1	17	-		
江戸川区	5	8	2	13	-		
市	八王子市	5	4	2	15	-	
	町田市	1	5	-	1	-	
都	西多摩	1	1	-	21	-	
	南多摩	-	2	-	43	-	
	多摩立川	23	-	3	55	-	
	多摩府中	2	1	-	51	8	
	多摩小平	-	2	-	23	-	
	大島	17	-	-	-	-	
	三宅	-	-	-	-	-	
	八丈	-	-	-	18	-	
	小笠原	-	-	-	-	-	
	市場	-	-	-	367	-	
	センター	2	2	-	136	-	
芝浦食肉	-	-	-	-	-		

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の1業種(飲食店営業)の監視指導は各区で行っている。

表 2-2-2-3 法に関する食品衛生関係届出施設監視指導数 (その1)

	総計	旧許可業種であった営業						
		小計	(販売介装)業類	(販売介装)業肉	販売業類	販売業雪	置浄(動機)・自販式	
2年度	全都							
	都							
	区							
	市							
3年度	全都	45,593	10,664	2,677	3,002	4,412	158	415
	都	30,774	5,753	1,438	1,624	2,299	151	241
	区	14,328	4,798	1,218	1,350	2,050	7	173
	市	491	113	21	28	63	-	1
区	千代田区	212	39	9	12	12	-	6
	中央区	910	52	16	16	13	1	6
	港区	653	18	7	10	1	-	-
	新宿区	776	258	78	78	86	-	16
	文京区	196	34	7	10	17	-	-
	台東区	598	151	56	46	46	1	2
	墨田区	203	60	9	12	38	-	1
	江東区	197	16	2	6	8	-	-
	品川区	294	31	7	14	10	-	-
	目黒区	89	46	6	4	36	-	-
	大田区	803	289	48	58	174	2	7
	世田谷区	574	216	59	65	89	-	3
	渋谷区	389	139	42	55	37	-	5
	中野区	190	8	-	1	7	-	-
	杉並区	554	284	51	63	166	-	4
	豊島区	1,453	232	59	64	108	1	-
	北区	444	274	59	77	138	-	-
	荒川区	194	30	6	6	17	1	-
	板橋区	571	63	14	17	32	-	-
練馬区	701	256	58	69	119	-	10	
足立区	1,919	1,184	309	341	461	-	73	
葛飾区	2,006	1,004	285	294	384	1	40	
江戸川区	402	114	31	32	51	-	-	
市	八王子市	178	25	4	7	14	-	-
	町田市	313	88	17	21	49	-	1
都	西多摩	502	183	31	44	108	-	-
	南多摩	1,153	154	20	23	109	-	2
	多摩立川	564	141	27	33	81	-	-
	多摩府中	568	332	62	81	173	2	14
	多摩小平	465	112	13	14	70	-	15
	大島	189	18	-	3	10	5	-
	三宅	172	95	15	15	56	9	-
	八丈	99	32	3	7	22	-	-
	小笠原	118	42	9	10	23	-	-
	市場	18,493	542	150	97	203	17	75
	センター	8,083	3,903	1,108	1,235	1,384	118	58
芝浦食肉	368	199	-	62	60	-	77	



(令和4年3月末現在)

		販売業								
		小計	販売業 弁当	野菜果物 販売業	米穀類 販売業	通信販売・ 訪問販売	コンビニ ストア	スーパー 総合	百貨店、 販売業	自動販売 機による
2 年度	全都									
	都									
	区									
	市									
3 年度	全都	31,860	491	15,215	226	13	2,543	2,262	212	10,898
	都	23,816	56	14,814	161	-	353	764	144	7,524
	区	7,761	425	380	65	11	2,092	1,460	65	3,263
	市	283	10	21	-	2	98	38	3	111
区	千代田区	167	16	3	-	-	82	6	-	60
	中央区	607	38	7	-	-	58	41	2	461
	港区	617	58	15	-	1	231	24	-	288
	新宿区	480	56	25	1	1	172	69	5	151
	文京区	155	23	4	-	-	43	26	-	59
	台東区	351	31	19	1	-	108	94	4	94
	墨田区	112	22	25	5	-	35	8	-	17
	江東区	149	65	5	1	-	9	5	-	64
	品川区	190	7	5	-	1	75	14	2	86
	目黒区	34	-	1	2	-	2	29	-	-
	大田区	392	25	19	3	-	119	52	1	173
	世田谷区	278	17	18	2	-	81	38	2	120
	渋谷区	204	6	9	2	1	73	5	-	108
	中野区	150	2	4	-	-	52	57	3	32
	杉並区	181	2	24	-	-	22	77	3	53
	豊島区	1,100	7	12	-	4	125	389	3	560
	北区	154	6	8	-	-	8	72	2	58
	荒川区	71	3	5	-	-	41	4	1	17
	板橋区	309	2	35	4	-	9	91	-	168
練馬区	303	6	24	9	-	107	82	2	73	
足立区	689	8	65	7	1	165	119	9	315	
葛飾区	792	11	38	26	2	374	122	24	195	
江戸川区	276	14	10	2	-	101	36	2	111	
市	八王子市	104	2	14	-	-	31	27	1	29
	町田市	179	8	7	-	2	67	11	2	82
都	西多摩	226	3	4	3	-	82	44	6	84
	南多摩	483	14	13	-	-	122	108	33	193
	多摩立川	291	13	26	1	-	55	52	-	144
	多摩府中	201	12	13	-	-	8	35	4	129
	多摩小平	235	1	4	-	-	86	54	2	88
	大島	121	6	10	-	-	-	24	-	81
	三宅	66	-	-	-	-	-	-	-	66
	八丈	33	-	2	-	-	-	3	-	28
	小笠原	49	1	14	-	-	-	10	-	24
	市場	17,864	-	13,554	-	-	-	-	99	4,211
	センター	4,078	6	1,174	157	-	-	434	-	2,307
芝浦食肉	169	-	-	-	-	-	-	-	169	

表 2-2-2-3 法に関する食品衛生関係届出施設監視指導数 (その2)

		製造・加工業										
		小計	加工製造・添加物	加工業の健康食品	いわゆる除く(飲料の製造業)	製造・加工業	コールド加工業	農産品保存	加工製造・調味料	加工製造・糖類	製粉業・精穀	製茶業
2年度	全都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	都	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	区	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	市	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
3年度	全都	694	6	23	91	45	206	1	45	39		
	都	293	-	15	20	34	69	-	15	32		
	区	374	6	6	64	11	131	1	27	7		
	市	27	-	2	7	-	6	-	3	-		
区	千代田区	4	-	-	-	-	2	-	-	-		
	中央区	8	1	-	3	-	1	-	-	-		
	港区	18	-	-	3	-	11	-	1	-		
	新宿区	14	-	-	2	2	8	-	-	1		
	文京区	7	-	1	4	-	1	-	-	-		
	台東区	20	-	-	4	-	7	-	-	-		
	墨田区	6	-	-	2	-	1	-	1	-		
	江東区	11	-	-	5	-	3	1	-	-		
	品川区	27	-	-	8	-	15	-	1	-		
	目黒区	3	-	-	-	-	3	-	-	-		
	大田区	11	-	1	4	-	4	-	-	-		
	世田谷区	40	5	1	6	4	13	-	1	2		
	渋谷区	28	-	-	4	-	15	-	-	-		
	中野区	6	-	-	-	-	5	-	-	-		
	杉並区	6	-	-	-	-	5	-	1	-		
	豊島区	16	-	1	4	-	6	-	2	-		
	北区	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
	荒川区	14	-	-	2	-	2	-	-	2		
板橋区	12	-	-	2	-	2	-	6	-			
練馬区	28	-	1	3	-	4	-	6	1			
足立区	21	-	-	2	-	4	-	7	-			
葛飾区	67	-	1	4	5	18	-	1	1			
江戸川区	6	-	-	2	-	1	-	-	-			
市	八王子市	6	-	1	-	-	2	-	1	-		
	町田市	21	-	1	7	-	4	-	2	-		
都	西多摩	22	-	1	-	-	13	-	-	2		
	南多摩	40	-	2	3	-	12	-	-	-		
	多摩立川	25	-	4	4	2	-	-	3	2		
	多摩府中	19	-	-	4	-	-	-	-	-		
	多摩小平	28	-	-	7	4	6	-	1	-		
	大島	8	-	-	-	1	5	-	-	-		
	三宅	5	-	-	-	-	-	-	-	4		
	八丈	18	-	-	-	2	13	-	-	-		
	小笠原	18	-	-	2	-	1	-	-	2		
	市場	8	-	-	-	-	-	-	-	-		
	センター	102	-	8	-	25	19	-	11	22		
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(令和4年3月末現在)

	製造・加工業				その他							
	加製海 工業造藻 ・業	包卵 装選 業別	加製食 工業造料 業・品	その 他	小 計	行 商	集 団給 食 施 設	（合 成樹 脂製 に 限 る。 ） ・加 工 業 器 具 容 器 の 製 造	み な さ れ な い も の	飲 食 の 提 供 の 営 業 と	露 店 、 飯 設 店 等 に お け る	そ の 他
2 年 度	全 都											
	都											
	区											
	市											
3 年 度	全 都	7	28	203	2,375	224	2,035	9		2		105
	都	1	26	81	912	32	794	-		-		86
	区	6	1	114	1,395	192	1,176	9		2		16
	市	-	1	8	68	-	65	-		-		3
区	千代田区	-	-	2	2	-	2	-		-		-
	中央区	-	-	3	243	144	99	-		-		-
	港区	-	-	3	-	-	-	-		-		-
	新宿区	-	1	-	24	6	18	-		-		-
	文京区	-	-	1	-	-	-	-		-		-
	台東区	-	-	9	76	-	76	-		-		-
	墨田区	-	-	2	25	-	21	1		1		2
	江東区	-	-	2	21	-	21	-		-		-
	品川区	-	-	3	46	1	45	-		-		-
	目黒区	-	-	-	6	-	6	-		-		-
	大田区	1	-	1	111	26	70	7		-		8
	世田谷区	-	-	8	40	6	34	-		-		-
	渋谷区	-	-	9	18	-	17	-		-		1
	中野区	-	-	1	26	-	26	-		-		-
	杉並区	-	-	-	83	-	83	-		-		-
	豊島区	-	-	3	105	-	105	-		-		-
	北区	-	-	1	15	-	13	-		-		2
	荒川区	2	-	6	79	-	77	-		-		2
	板橋区	-	-	2	187	3	184	-		-		-
	練馬区	1	-	12	114	2	112	-		-		-
足立区	-	-	8	25	2	23	-		-		-	
葛飾区	2	-	35	143	2	138	1		1		1	
江戸川区	-	-	3	6	-	6	-		-		-	
市	八王子市	-	1	1	43	-	41	-		-		2
	町田市	-	-	7	25	-	24	-		-		1
都	西多摩	1	1	4	71	-	71	-		-		-
	南多摩	-	3	20	476	-	476	-		-		-
	多摩立川	-	1	9	107	28	77	-		-		2
	多摩府中	-	-	15	16	1	15	-		-		-
	多摩小平	-	-	10	90	1	89	-		-		-
	大島	-	-	2	42	1	41	-		-		-
	三宅	-	-	1	6	-	5	-		-		1
	八丈	-	-	3	16	-	14	-		-		2
	小笠原	-	13	-	9	1	6	-		-		2
	市場	-	-	8	79	-	-	-		-		79
	センター 芝浦食肉	-	8	9	-	-	-	-		-		-

## 第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、様々な食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。令和3年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合 計			細菌検査			化学検査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		3,557	2,891	666	1,994	1,697	297	1,563	1,194	369
	魚介類加工品		1,165	1,129	36	539	521	18	626	608	18
冷凍食品	無加熱摂取		320	141	179	58	58	0	262	83	179
	凍結前加熱済・加熱後摂取		189	189	0	57	57	0	132	132	0
	凍結前未加熱・加熱後摂取		672	200	472	148	94	54	524	106	418
	生食用冷凍鮮魚介類		100	0	100	22	0	22	78	0	78
肉・卵類及びその加工品			12,140	7,635	4,505	3,013	2,107	906	9,127	5,528	3,599
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		640	640	0	31	31	0	609	609	0
	乳製品		1,310	847	463	193	105	88	1,117	742	375
	乳類加工品		84	84	0	22	22	0	62	62	0
	アイスクリーム類・氷菓		277	255	22	86	86	0	191	169	22
農産物等	穀類及びその加工品		4,466	1,842	2,624	259	238	21	4,207	1,604	2,603
	野菜類・果物及びその加工品		10,716	4,615	6,101	2,073	1,586	487	8,643	3,029	5,614
菓 子 類			4,554	3,980	574	1,878	1,774	104	2,676	2,206	470
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		696	606	90	158	133	25	538	473	65
	酒精飲料		106	13	93	4	4	0	102	9	93
	氷雪		4	4	0	4	4	0	0	0	0
	水		674	596	78	473	472	1	201	124	77
その他の食品	缶詰・びん詰		1,169	577	592	56	15	41	1,113	562	551
	調味料		1,771	1,496	275	621	573	48	1,150	923	227
	そうざい類及びその半製品		6,489	6,175	314	4,518	4,440	78	1,971	1,735	236
	上記以外の食品		1,351	1,184	167	971	891	80	380	293	87
添加物	別表第1の添加物及びその製剤		3	3	0	2	2	0	1	1	0
	その他添加物		0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具等	器具及び容器包装		269	194	75	0	0	0	269	194	75
	おもちゃ		6	6	0	0	0	0	6	6	0
合 計			52,728	35,302	17,426	17,180	14,910	2,270	35,548	20,392	15,156

### 第3 GLP

#### 1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が取去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施に当たっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の取組を行い、検査精度を確保している。

##### (1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の業務管理について点検を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

##### (2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、信頼性確保部門責任者が実施結果を確認し、必要に応じて検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

##### (3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

#### 2 実施結果(令和3年度)

##### (1) 内部点検

- ア 実施期間 令和3年6月から令和4年2月まで
- イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 34ヵ所

##### エ 実施結果

検査結果通知書の誤記等、改善措置を要請した施設はなかった。

##### (2) 内部精度管理

- ア 実施期間 令和3年4月から令和4年3月まで
- イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

##### ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査を実施している21施設における精度管理の結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

##### (3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 令和3年6月から令和4年2月まで

イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター

##### ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ17施設を対象に技能評価を受けたところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

#### 3 その他

令和3年6月に健康安全研究センターにおいて、関係職員に対するGLP講習会を開催した。

### 第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者は、食品衛生法に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬学・ 獣医学 ・ 歯医学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
令和3年度計		5	31	4	2	27	12	46	50	101	278
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	-	-	3	2	-	5
食肉製品		4	6	4	1	22	9	14	29	57	146
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	-	-	3	1	-	7
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	-	1	1	-	3
添 加 物		1	21	-	1	5	3	25	15	44	115

## 第4節 輸入食品対策

### 第1 輸入食品対策実施結果

令和3年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約245万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

令和3年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 477検体 (2) 輸入食品の放射性物質検査 95検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 278軒 収去検体数 1,279検体
検 査 法 の 開 発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定外添加物 (2物質) シトラスレッド2、スーダンレッドG</li> <li>○ 農薬 (3物質) チアメトキサム、クロルプロファム、プロフェノホス</li> <li>○ 動物用医薬品 (1物質) ベンジルペニシリン</li> </ul>
普 及 ・ 啓 発	<p>輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンライン形式で開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配信期間 令和4年2月1日から2月10日まで</li> <li>○ 受講者数 計381名</li> <li>○ 講習内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 「HACCPの制度化について」 東京都福祉保健局 健康安全部 食品監視課 神谷 順子</li> <li>2 「検疫所における輸入食品等監視指導業務について」 厚生労働省 東京検疫所 食品監視課 輸入食品監督官 三輪 俊樹</li> </ul> </li> </ul>

**第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果**

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、令和3年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

**1 実施期間**

令和3年4月から令和4年3月まで

**2 実施機関及び検査機関**

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

**3 検査対象品目（表2-4-2）**

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について477検体93品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが205検体(43.0%)と最も多く、以下、中南米88検体(18.4%)、北米78検体

(16.4%)、欧州43検体(9.0%)、大洋州40検体(8.4%)、アフリカ12検体(2.5%)、中東11検体(2.3%)であった。

生産国の上位5か国は、中国(74検体)、アメリカ(69検体)、フィリピン(65検体)、メキシコ(42検体)、韓国(26検体)であった。

**4 検査対象農薬（表2-4-3）**

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、185種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

**5 検査結果**

143検体(38品目)から34種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「ヘキサコナゾール0.02ppmを検出した未成熟エンドウ」等3検体(3品目)から基準を超える農薬を検出した。

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	165	25 アスパラガス(14)、エシャロット(4)、エリンギ(2)、オクラ(9)、カボチャ(19)、ゴボウ(6)、サトイモ(4)、シイタケ(4)、シヨウガ(6)、セルリアック(1)、タマネギ(6)、チコリ(8)、トマト(1)、トレビス(11)、ニンジン(6)、ニンニクの芽(8)、ネギ(2)、パプリカ(28)、ベビーコーン(14)、フェネル(1)、マツタケ(2)、ミニトマト(1)、リーキ(5)、未成熟インゲン(1)、未成熟エンドウ(2)
	冷凍	35	16 アスパラガス(3)、アブラナの葉(1)、オクラ(2)、カボチャ(2)、カリフラワー(4)、コマツナ(1)、サトイモ(2)、ズッキーニ(1)、トウモロコシ(2)、ニンジン(2)、ネギ(1)、ブロッコリー(4)、ホウレンソウ(2)、未成熟インゲン(4)、未成熟エンドウ(3)、未成熟ソラマメ(1)
	計	200	41
果実	生鮮	162	19 アボカド(4)、オレンジ(20)、キウイフルーツ(8)、グレープフルーツ(14)、スイーティー(2)、チェリー(2)、ドラゴンフルーツ(4)、パイナップル(28)、バナナ(40)、パパイヤ(3)、ブドウ(13)、ブルーベリー(4)、マコット(1)、マンゴー(10)、メロゴールド(1)、メロン(1)、ライム(1)、ラズベリー(1)、レモン(5)
	冷凍	35	10 イチゴ(7)、キウイフルーツ(2)、チェリー(1)、パイナップル(3)、ブドウ(3)、ブルーベリー(9)、マンゴー(5)、ミカン(1)、ラズベリー(2)、レモン(2)
	乾燥	15	7 イチジク(1)、クランベリー(1)、デーツ(1)、パイナップル(1)、プルー(1)、リンゴ(1)、レーズン(9)
	計	212	36
穀類及びその加工品	15	7	アマランサス(1)、大麦(1)、キヌア(5)、米(1)、ソバの実(1)、ポップコーン(3)、穀類加工品(3)
豆類及びその加工品	30	7	インゲン豆(3)、エンドウ豆(1)、ササゲ豆(1)、ヒヨコ豆(6)、緑豆(2)、レンズ豆(4)、豆類加工品(13)
その他	20	2	果実加工品(10)、野菜加工品(10)
合計	477	93	



表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (36種類)	殺虫剤 (31種類)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、オメトエート、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、トリアゾホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンシルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホレート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、メビンホス
	殺菌剤 (2種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
	除草剤 (3種類)	アニロホス、ビペロホス、ブタミホス
ピレスロイド系農薬 (12種類)	殺虫剤 (12種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シフルトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンブロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
カーバメート系農薬 (14種類)	殺虫剤 (12種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル、クロルプファム、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノプカルブ、プロボキシル、ベンダイオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種類)	クロルプロファム
含窒素系農薬 (64種類)	殺虫剤 (11種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、ブプロフェジン、フロニカミド
	殺菌剤 (32種類)	アゾキシストロビン、イマザリル、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チアベンダゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、トリチコナゾール、ピテルタノール、ピラクロストロビン、ピリフェノックス、ピリメタニル、フェナリモル、フェンブコナゾール、フルジオキソニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホル、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メブロン
	除草剤 (19種類)	アラクロール、エスプロカルブ、エタルフルラリン、カフェンストロール、シアナジン、シマジン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピリプチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、プレチラクロール、プロメトリン、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	植物成長調整剤 (1種類)	バクロブトラゾール
	共力剤 (1種類)	ビペロニルブトキシド
有機塩素系農薬 (2種類)	殺虫剤 (1種類)	クロロベンジレート
	殺菌剤 (1種類)	プロシミドン
その他の農薬 (56種類)	殺虫剤 (18種類)	インドキサカルブ、エチプロール、エトキサゾール、エトフェンブロックス、クロマフェノジド、クロラントラニプロール、クロルフェナビル、クロルフルアズロン、ジクロフェンチオン、シラフルオフエン、スピロジクロフェン、テブフェノジド、トリフルムロン、ノバルロン、フィプロニル、フルフェノクスロン、メトキシフェノジド、ルフェヌロン
	殺菌剤 (15種類)	イプロバリカルブ、エポキシコナゾール、オルトフェニルフェノール、カルプロバミド、ジクロシメット、シフルフェナミド、シプロジニル、シメコナゾール、ジメトモルフ、トリフルミゾール、ピロキロン、フェノキサニル、フェンアミドン、フラメトビル、フルキンコナゾール
	除草剤 (20種類)	クミルロン、クロメブロップ、ジウロン、シハロホップブチル、ジフルフェニカン、ジメテナミド、ターバシル、ダイムロン、テブチウロン、テルプトリン、ナプロアニリド、ピコリナフェン、ピフェノックス、ピラフルフェンエチル、ブタフェナシル、フルリドン、プロバキザホップ、プロバジン、ベンフレレート、モノリニューロン
	植物成長調整剤 (1種類)	ウニコナゾール P
	葉害軽減剤 (2種類)	クロキントセットメキシル、メフェンビルジエチル
その他 (1種類)	臭素	

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その1)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
有機リン系	クロルピリホス	キヌア	2	0.03~0.05	0.75	その他の穀類
		ササゲ豆	1	0.17	0.3	小豆類
		バナナ	14	0.01~0.06	3	バナナ
		ブドウ	1	0.14	1.0	ぶどう
	ジメトエート	オクラ	3	0.02~0.08	1	おくら
	ピリミホスメチル	ポップコーン	1	0.05	1	とうもろこし
	プロチオホス	ブドウ	1	0.13	1	ぶどう
	マラチオン	イチゴ	1	0.04	1	いちご
		ブルーベリー	3	0.01~0.04	10	ブルーベリー
メロゴールド		1	0.02	7	その他のかんきつ類果実	
ピレスロイド系	シハロトリン	チェリー	1	0.13	0.5	おうとう
	ビフェントリン	バナナ	1	0.01	0.1	バナナ
		ブドウ	1	0.01	0.7	ぶどう
	フェンプロバトリン	ブルーベリー	1	0.34	5	ブルーベリー
含窒素系	アセタミプリド	オクラ	2	0.01	1	おくら
		パプリカ	1	0.07	1	ピーマン
		ブドウ	5	0.01~0.11	5	ぶどう
		ブルーベリー	1	0.02	2	ブルーベリー
		ラズベリー	1	0.02	2	ラズベリー
	アゾキシストロビン	オクラ	3	0.02~0.05	3	おくら
		カボチャ	1	0.01	1	かぼちゃ
		ドラゴンフルーツ	1	0.01	5	その他の果実
		ニンニクの芽	1	0.02	70	その他のゆり科野菜
		ネギ	1	0.03	10	ねぎ
		バナナ	2	0.02	3	バナナ
		パパイヤ	1	0.90	2	パパイヤ
		パプリカ	3	0.01~0.03	3	ピーマン
		ブドウ	4	0.01~0.23	10	ぶどう
		ブルーベリー	3	0.01~0.31	5	ブルーベリー
	未成熟インゲン	1	0.05	3	未成熟いんげん	
	イマザリル	オレンジ	1	1.8	5.0	オレンジ
		グレープフルーツ	1	0.96	5.0	グレープフルーツ
		レモン	1	2.1	5.0	レモン
	イミダクロプリド	アボカド	1	0.01	0.7	アボカド
		オクラ	4	0.03~0.11	0.7	おくら
		カボチャ	4	0.01~0.02	1	かぼちゃ
		トレビス	5	0.03~0.05	5	その他のきく科野菜
		パプリカ	1	0.03	3	ピーマン
		ブドウ	2	0.01~0.05	3	ぶどう
		ハウレンソウ	1	0.03	15	ほうれんそう
		未成熟エンドウ	1	0.02	4	未成熟えんどう
		リーキ	1	0.01	0.7	ねぎ
	クレソキシムメチル	カボチャ	1	0.02	2	かぼちゃ
		パプリカ	1	0.11	2	ピーマン
クロチアニジン	オクラ	1	0.03	1	おくら	
	オレンジ	1	0.01	2	オレンジ	
	ネギ	2	0.01~0.02	1	ねぎ	
	パプリカ	2	0.02~0.04	3	ピーマン	
	マンゴー	1	0.01	1	マンゴー	

\*令和4年3月末時点

表 2-4-4 検出農薬別検査（その2）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	ジノテフラン	パプリカ	3	0.03~0.07	3	ピーマン
	ジフェノコナゾール	オレンジ	1	0.01	0.6	オレンジ
		ニンニクの芽	1	0.02	9	その他のゆり科野菜
		ブドウ	2	0.02	4	ぶどう
		ライム	1	0.01	0.6	ライム
	チアベンダゾール	オレンジ	1	2.4	10	オレンジ
		グレープフルーツ	1	0.5	10	グレープフルーツ
	チアメトキサム	イチゴ	1	0.01	2	いちご
		ササゲ豆	1	0.01	0.05	小豆類
		ネギ	2	0.02~0.13	2	ねぎ
		パプリカ	2	0.01~0.03	1	ピーマン
		ブルーベリー	1	0.03	0.5	ブルーベリー
	テブコナゾール	チェリー	2	0.52~1.2	7	おうとう
		ニンジン	1	0.02	0.6	にんじん
		ニンニクの芽	2	0.01~0.03	10	その他のゆり科野菜
		ブドウ	2	0.04~0.12	10	ぶどう
		未成熟エンドウ	1	0.12	3	未成熟えんどう
	ピペロニルブトキシド	マンゴー	1	0.01	8	マンゴー
	ピラクロストロビン	オレンジ	1	0.03	2	オレンジ
		グレープフルーツ	4	0.02~0.05	2	グレープフルーツ
		チェリー	1	0.02	3	おうとう
		ニンニクの芽	2	0.02~0.07	2	その他のゆり科野菜
		パプリカ	5	0.01~0.07	1	ピーマン
		ブドウ	4	0.01~0.04	2	ぶどう
		未成熟エンドウ	1	0.04	0.7	未成熟えんどう
	ピリダベン	アブラナの葉	1	0.02	0.01	その他のあぶらな科野菜
		パプリカ	1	0.01	3	ピーマン
	ピリプロキシフェン	グレープフルーツ	1	0.01	2	グレープフルーツ
		パプリカ	1	0.05	3	ピーマン
	ピリメタニル	イチゴ	1	0.26	10	いちご
		グレープフルーツ	1	0.01	10	グレープフルーツ
		ブドウ	8	0.03~1.2	10	ぶどう
		ブルーベリー	6	0.01~0.36	5	ブルーベリー
		未成熟エンドウ	1	0.05	0.3	未成熟えんどう
		レモン	1	0.01	10	レモン
	ブプロフェジン	ブドウ	1	0.02	1	ぶどう
	フルジオキシソニル	ブドウ	1	0.31	5	ぶどう
		チェリー	1	0.12	5	おうとう
		ブルーベリー	1	0.3	2	ブルーベリー
		レモン	2	0.9~1.7	10	レモン
フルトラニル	リーキ	1	0.01	1	ねぎ	
プロピコナゾール	チェリー	1	0.01	4	おうとう	
ヘキサコナゾール	未成熟エンドウ	1	0.02	0.01	未成熟えんどう	
ボスカリド	イチゴ	1	0.03	15	いちご	
	インゲン豆	3	0.02~0.03	3	小豆類	
	トレビス	3	0.01	40	その他のきく科野菜	
	ネギ	1	0.01	5	ねぎ	
	パプリカ	8	0.01~0.48	10	ピーマン	
	ブドウ	10	0.02~0.68	10	ぶどう	
	ブルーベリー	5	0.03~0.10	10	ブルーベリー	

\*令和4年3月末時点

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その3)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	ボスカリド	ラズベリー	1	0.03	10	ラズベリー
		リーキ	1	0.04	5	ねぎ
	マイクロブタニル	カボチャ	1	0.01	1	かぼちゃ
		チェリー	2	0.02~0.03	3	おうとう
		バナナ	1	0.01	2	バナナ
	メタラキシル及びメフェノキサム	ブドウ	3	0.04~0.08	1	ぶどう
		カボチャ	1	0.01	0.2	かぼちゃ
ショウガ	1	0.03	1	しょうが		
その他の農薬	シプロジニル	ブルーベリー	1	0.58	5	ブルーベリー
その他	臭素	イチジク	1	6	250	いちじく (乾燥させたもの)
		オレンジ	1	1	30	オレンジ
		キヌア	1	2	50	その他の穀類
		デーツ	1	2	100	なつめやし (乾燥させたもの)
		ドラゴンフルーツ	1	2	60	その他の果実
		パイナップル	1	10	20	パイナップル
		バナナ	9	1~4	20	バナナ
		大麦	1	3	50	大麦
		穀類加工品	3	1~18	-	-
		豆類加工品	8	1~2	-	-

\*令和4年3月末時点

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その1）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	オクラ	タイ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	タイ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.03	市場衛生検査所
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	クレソキシムメチル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ミクロブタニル	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	メタラキシル及びメフェノキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.03	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その2)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリプロキシフェン	0.05	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.05	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.06	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.08	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.15	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.22	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.48	健康安全研究センター
野菜 生鮮	リーキ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	リーキ	オランダ	フルトラニル	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	リーキ	オランダ	ボスカリド	0.04	市場衛生検査所
野菜 生鮮	未成熟インゲン	オマーン	アゾキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	テブコナゾール	0.12	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ピリメタニル	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ヘキサコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	アブラナの葉	中国	ピリダベン	0.02	市場衛生検査所
野菜 冷凍	ネギ	中国	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ネギ	中国	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ホウレンソウ	台湾	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	アボカド	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.8	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ジフェノコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	2.4	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.96	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.5	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	シハロトリン	0.13	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	テブコナゾール	1.2	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	フルジオキソニル	0.12	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	プロピコナゾール	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	ミクロブタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	ミクロブタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ドラゴンフルーツ	ベトナム	アゾキシストロビン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ドラゴンフルーツ	ベトナム	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	台湾	臭素	10	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ピフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	4	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	ベトナム	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.90	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	メキシコ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ブプロフェジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	アゾキシストロビン	0.23	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.11	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アゾキシストロビン	0.20	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.14	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピラクロストロビン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ピリメタニル	0.18	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.52	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.83	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.99	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピリメタニル	1.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	フルジオキシニル	0.31	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	プロチオホス	0.13	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.06	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.29	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.68	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.21	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.31	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ピリメタニル	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ピリメタニル	0.36	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	シプロジニル	0.58	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ビフェントリン	0.18	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	フェンプロバトリン	0.34	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	フルジオキシニル	0.3	市場衛生検査所
果実 生鮮	マンゴー	オーストラリア	ビペロニルブトキシド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロゴールド	アメリカ	マラチオン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ライム	メキシコ	ジフェノコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	メキシコ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	イマザリル	2.1	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	ピリメタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	フルジオキシニル	0.9	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	フルジオキシニル	1.7	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ピリメタニル	0.26	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	アメリカ	マラチオン	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	トルコ	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	テブコナゾール	0.52	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.04	健康安全研究センター



表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その5)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.38	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.16	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.08	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.23	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.10	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	マンゴー	フィリピン	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	トルコ	臭素	6	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	サウジアラビア	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	大麦	アメリカ	臭素	3	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ボリビア	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	ポップコーン	アメリカ	ピリミホスメチル	0.05	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	オーストラリア	臭素	18	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	ドイツ	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲン豆	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲン豆	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲン豆	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	ササゲ豆	ペルー	クロルピリホス	0.17	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	ササゲ豆	ペルー	チアメトキサム	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	2	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	フランス	臭素	1	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	原産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	未成熟エンドウ	中国	ヘキサコナゾール 0.02	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	アブラナの葉	中国	ピリダベン 0.02	0.01	市場衛生検査所
豆類及び その加工品	ササゲ豆	ペルー	クロルピリホス 0.17	0.3 【注】	健康安全研究センター

\*令和4年3月末時点

【注】検査結果判明時点（令和3年4月）における残留基準は0.1 ppm

### 第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、令和3年度の結果は以下のとおりである。

#### 1 検査対象食品

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査\*

パパイヤ及びパパイヤ加工品、米加工品、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンスープ等）

##### (2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

\* 安全性未審査の遺伝子組換え食品であるパパイヤ（PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN）、米加工品（63Bt、NNBt、CpTI）、とうもろこし及びその加工品（CBH351（スターリンク）、Bt10）が含まれているかどうかを確認する検査

#### 2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

#### 3 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

#### 4 検査機関

健康安全研究センター

#### 5 実施期間

令和3年4月から令和4年3月

#### 6 実施結果

##### (1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-6）

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、とうもろこし加工品、計51検体から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能 <sup>※1</sup>
パパイヤ		2	2		
米加工品	米粉	5	5		
	その他の米加工品	2	2		
とうもろこし加工品	粉碎加工品	2	2		
	スナック菓子	1	1		
	スイートコーン	20	20		
	コーンスープ	17	17		
	ポップコーン	1	1		
	その他のとうもろこし加工品	1	1		
合計		51	51	0	0

※1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-8 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	措置
魚介類	666	0	0					
魚介類加工品	36	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	178	0	0					
加熱後摂取 凍結前加熱冷凍食品	0	0	—					
加熱後摂取 凍結前未加熱冷凍食品	472	2	0.42	菜の花カット	中国	食品衛生法 第13条第3項	農薬の一律基準違反	違反通報
生食用 冷凍鮮魚介類	100	0	0					
肉・卵類及び その加工品	4517	0	0					
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	0	—					
乳製品	463	0	0					
乳類加工品	0	0	—					
アイスクリーム類・ 氷菓	22	0	0					
穀類及び その加工品	2625	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	6073	3	0.05	きぬさや	中国	食品衛生法 第13条第3項	農薬の一律基準違反	違反通報
菓子類	539	3	0.56	イチゴケーキ	台湾	食品表示法5条	添加物表示なし	違反通報
清涼飲料水	90	1	1.11	20%マンゴ 果汁入り飲料	ベトナム	食品衛生法 第13条第2項	添加物の使用基準違反	違反通報
酒精飲料	93	0	0					
氷雪	0	0	—					
水	78	0	0					
缶詰・びん詰	594	4	0.67	ハラペーニョ（青 唐辛子）・酢漬	メキシコ	食品衛生法 第13条第2項	添加物の使用基準違反	違反通報
調味料	279	0	0					
そうざい類及び その半製品	238	0	0					
上記以外の食品	150	0	0					
添加物及び その製剤	0	0	—					
その他添加物	0	0	—					
器具及び容器包装	75	0	0					
おもちゃ	0	0	—					
合計	17288	13	0.08					

—:検査なし

表 2-4-9 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	菜の花カット	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	ピリダベン 0.02ppm 検出	市場衛生検査所	中国
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	赤魚一夜干し	食品表示法第5条	添加物表示なし	エリソルビン酸 0.05g/kg 検出	健康安全研究センター	中国
野菜・果物及びびそ の加工品	ささげ豆	食品衛生法第13条第2項	農薬の残留基準違反	クロルピリホス 0.17ppm 検出	健康安全研究センター	ペルー
野菜・果物及びびそ の加工品	きぬさや	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	ヘキサコナゾール 0.02ppm 検出	健康安全研究センター	中国
野菜・果物及びびそ の加工品	爽口无味菜(漬物)	食品表示法第5条	添加物表示なし	ソルビン酸 0.14g/kg 検出	新宿区	中国
菓子類	スナック菓子	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準 違反	ポリソルベート 0.14g/kg 検出	江戸川区	韓国
菓子類	イチゴケーキ	食品表示法第5条	添加物表示なし	赤色40号 検出	新宿区	台湾
菓子類	デロンスナック	食品表示法第5条	添加物表示なし	サッカリンナトリウム 0.044g/kg 検出	新宿区	韓国
清涼飲料水	20%マンゴ果汁入り 飲料	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準 違反	エチレンジアミン四酢酸カルシウム 二ナトリウム 0.14g/kg 検出	江戸川区	ベトナム
缶詰・びん詰	ハラペーニョ(青唐 辛子)・酢漬け	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準 違反	安息香酸 0.63g/kg 検出	港区	メキシコ
缶詰・びん詰	ハラペーニョ(青唐 辛子)・酢漬け	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準 違反	安息香酸 0.15g/kg 検出	港区	メキシコ
缶詰・びん詰	ハラペーニョ(青唐 辛子)・酢漬け	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準 違反	安息香酸 0.13g/kg 検出	港区	メキシコ
缶詰・びん詰	ハラペーニョ(青唐 辛子) 酢漬	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準 違反	安息香酸 0.480g/kg 検出	杉並区	メキシコ

## 第5節 食品中の放射性物質対策

### 第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

令和3年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間  
令和3年4月から令和4年3月まで
- 2 実施機関  
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 3 検査機関  
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 4 実施対象施設  
デパート、スーパー、市場内卸売販売業等
- 5 検査対象食品  
生鮮食品、加工食品

### 6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
・健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

### 7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり

1,155品目の食品について放射性物質検査を実施した。その結果、基準値を超える食品はなかった。

表2-5-1 令和3年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100 超え
野菜・果実及びその加工品	200	51					
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	200	13					
肉類・卵類及びその加工品	70	5					
水産物及びその加工品	190	11		1			
乳製品	110	5					
その他の加工品（複合食品等）	75	10					
牛乳類	120	0					
乳児用食品	35	0					
飲料水	60	0					
合計	1,060	95		1			

**<参考>都内産の農林水産物等に関する検査**

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(令和3年度)

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	52	0
水産物	60	0
原乳	3	0
合計	115	0

## 第6節 牛乳衛生

### 第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に1施設、多摩地域に4施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導担当及び管轄保健所が、島しょ地域においては島し

ょ保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量 (単位:k0) (令和3年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	61,074	11,973	-	3,214

### 第2 健康安全研究センターハサップ指導担当

健康安全研究センターハサップ指導担当では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

おりである。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第57号)により、令和2年6月1日をもって「総合衛生管理製造管理」承認制度は廃止された。

令和3年度の検査結果は、表2-6-2及び表2-6-3のと

表2-6-2 牛乳等の成分規格等検査(健康安全研究センター搬入分) (令和3年度)

	総 数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	49	746	0	29	453	0	20	293	0
生乳	16	309	0	16	309	0			
製 品	牛 乳	8	64	0	8	64	0		
	成 分 調 整 牛 乳								
	低 脂 肪 牛 乳	1	8	0	1	8	0		
	加 工 乳								
	ク リ ー ム	1	4	0				1	4
	乳 飲 料	6	78	0				6	78
	アイスクリーム類								
	ナチュラルチーズ								
	プロセスチーズ								
	バ タ ー								
	調 製 粉 乳								
	発 酵 乳	7	88	0				7	88
	乳 酸 菌 飲 料	1	13	0				1	13
	乳 主 原	1	22	0				1	22
	氷 菓								
	清 涼 飲 料 水	4	72	0	4	72	0		
	菓 子 類	4	88	0				4	88
そ の 他									
小 計	33	437	0	13	144	0	20	293	
そ の 他	容 器 包 装								
	そ の 他								
小 計									



表 2-6-3 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導担当実施分）

（令和3年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	46	175	16	57	0	20	90	0	10	28	
生乳	2	4							2	4	
製品	牛乳	24	86	8	26	0	8	36	0	8	24
	成分調整牛乳										
	低脂肪牛乳	2	9	1	4	0	1	5	0		
	加工乳										
	クリーム	2	9	1	4	0	1	5	0		
	乳飲料	5	22	3	12	0	2	10	0		
	発酵乳	5	20				5	20	0		
	乳酸菌飲料	1	4				1	4	0		
	乳主原	2	9	1	4	0	1	5	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	3	12	2	7	0	1	5	0		
	菓子類										
	その他										
小計	44	171	16	57	0	20	90	0	8	24	
その他											

### 第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

令和3年度の検査結果は、表 2-6-4 のとおりである。

表 2-6-4 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	令和3年度			基準値(ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	16	0	0	0.01
	DDT	16	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	16	0	0	0.006
	エンドリン	16	0	0	0.005
	クロルデン	16	0	0	0.002
	ヘプタクロル	16	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	16	0	0	0.01
	クロルピリホス	16	0	0	0.02 <sup>※1</sup>
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン	16	0	0	0.1
	スピラマイシン	16	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	16	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン <sup>※2</sup>	16	0	0	0.004
	スルファジミジン	16	0	0	0.025
	シロマジン	16	0	0	0.01

※1 令和4年5月13日以降の規制値は0.01ppm

※2 簡易法にて実施

## 第7節 農畜水産食品衛生

### 第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内二つのと畜場（うち、島しょ1施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。その他、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、八丈島に1と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

令和3年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体される全ての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、平成25年6月に省令が改正され、平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48か月齢を超える牛となった。その後、平成29年2月の省令改正により平成29年4月1日から、と畜場における健康牛に係るBSE検査は廃止された。この改正に伴い同年4月1日以降、都では、24か月齢以上の牛のうち、生体検査においてと畜検査員が必要と判断した牛を対象としてBSEスクリーニング検査を実施している。

また、めん羊及び山羊については、12か月齢以上の個体について伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正により、平成28年6月1日から、月齢に関わらず、生体検査においてTSEを疑うような臨床症状を

示す場合に、TSEスクリーニング検査を実施している。

### 第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、豊洲市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内の全ての業態について監視・指導を行っている。令和3年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

### 第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年にふぐ取扱業等取締条例を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及びふぐ取扱所の認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「フグの衛生確保について」を受け、ふぐ加工品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、東京都ふぐの取扱い規制条例として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

令和4年3月、食品衛生法の改正(平成30年度)、厚生労働省通知「ふぐ処理者の認定基準」(令和元年10月31日付生食発1031第6号)、都内におけるふぐの流通状況等の実情等を踏まえ、ふぐ加工製品取扱届出制度の廃止等(令和4年4月1日施行)、試験制度(令和5年4月1日施行)について改正を行った。

令和3年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[令和3年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日	学科試験 9月11日、実技試験 9月13日から同月15日まで
受験申込者数	212名
合格者数	107名(合格率 53.0%)
免許証交付数	124名 (条例制定以来、令和3年度末までの免許証交付数21,895件)

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び令和3年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 24 年度		275,999	94,325	-	-	181,665	-	9
平成 25 年度		322,202	97,031	-	-	225,161	-	10
平成 26 年度		321,116	98,997	-	1	222,100	-	18
平成 27 年度		303,059	93,275	-	3	209,778	-	3
平成 28 年度		289,112	88,309	-	-	200,798	-	5
平成 29 年度		276,798	88,462	-	-	188,333	-	3
平成 30 年度		281,468	86,908	-	1	194,556	-	3
令和元年度		279,110	86,157	-	-	192,948	-	5
令和2年度		292,830	89,243	-	4	203,578	-	5
令和3年度		286,689	85,803	-	2	200,884	-	-
令和3年度と畜場別内訳	芝浦	286,689	85,803	-	2	200,884	-	-
	八丈町	-	-	-	-	-	-	-



表2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（令和3年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				措置数
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,239	137,882	4,135	251	0	0	263
豊洲	1,471	101,032	2,141	94	0	0	102
大田	484	22,843	883	62	0	0	66
足立	284	14,007	1,111	95	0	0	95

区分	検査件数	検査		普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
		内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	54,103	28,914	25,189	144	3,775	18	1,088	204
豊洲	22,982	10,825	12,157	35	1,726	18	861	136
大田	18,100	11,875	6,225	39	1,239	0	162	27
足立	13,021	6,214	6,807	70	810	0	65	41

\* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表2-7-4 検査対象品目別検査数

(令和3年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検 体 数			4,135	1,083	240	308	103	2,401
検 査 件 数			54,103	5,870	3,735	21,950	832	21,716
生物学的検査	細 菌 数		2,593	287	141	75	26	2,064
	大 腸 菌 群		2,345	178	132	75	26	1,934
	大 腸 菌		2,357	233	132	75	26	1,891
	黄色ブドウ球菌		2,721	205	132	75	26	2,283
	腸炎ビブリオ		2,390	233	86	69	7	1,995
	その他ビブリオ		4,666	466	172	138	14	3,876
	サルモネラ		2,839	205	132	75	146	2,281
	セレウス菌		2,194	205	132	75	26	1,756
	腸管出血性大腸菌		1,398	918	42	252	—	186
	ノロウイルス		184	112	—	—	—	72
	抗菌性物質		—	—	—	—	—	—
	寄生虫・寄生虫卵		—	—	—	—	—	—
	T.T.C.テスト		—	—	—	—	—	—
	そ の 他		1,502	35	—	—	—	1,467
小 計			25,189	3,077	1,101	909	297	19,805
理化学的検査	保 存 料		3,155	1,064	872	600	192	427
	殺 菌 料		33	—	33	—	—	—
	漂 白 剤		280	3	142	87	7	41
	着 色 料		3,125	—	1,320	852	288	665

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他	
理化学的検査	甘味料		786	266	218	138	48	116	
	発色剤		18	—	16	—	—	2	
	リン酸		13	—	—	12	—	1	
	防カビ剤		94	—	—	86	—	8	
	残留農薬		19,961	200	—	19,137	—	624	
	P C B		144	144	—	—	—	—	
	重金属	水銀		469	465	—	—	—	4
		その他		—	—	—	—	—	—
	放射能		90	45	—	27	—	18	
	硝酸・亜硝酸		90	—	—	90	—	—	
	動物用医薬品		424	422	—	—	—	2	
	その他		232	184	33	12	—	3	
小計		28,914	2,793	2,634	21,041	535	1,911		

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置 (令和3年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検体数		4,135	1,083	240	308	103	2,401
	検査件数		54,103	5,870	3,735	21,950	832	21,716
	不良検体数		251	13	3	8	—	227
不利益処分件数	営業禁停止		—	—	—	—	—	—
	販売禁止		—	—	—	—	—	—
	廃棄		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	数量(kg)		—	—	—	—	—	—
廃棄数量	命令に基づく廃棄		—	—	—	—	—	—
	命令廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄		1	1	—	—	—	—
	任意廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
措置件数	注意・指導		251	13	3	8	—	227
	始末書		5	3	—	1	—	1
	返品		1	1	—	—	—	—
	違反通報等		7	5	—	1	—	1

#### 第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はなく、食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）は237施設ある。そのうち、19施設は東京都が管轄しており、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約9.3万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。

また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

令和3年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（令和3年度）

処理羽数		92,910	
基準適合羽数		92,859	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	13	
	一部廃棄	38	
	小計	51	
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	-
	体表の基準	全部廃棄	13
		一部廃棄	28
	体壁内側の基準	廃棄	-
	内臓の基準	当該臓器廃棄	12
内臓全部廃棄		-	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（令和3年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	-	-	-	-	-
南多摩	-	-	-	-	-
多摩立川	4	4	15	-	-
多摩府中	7	11	22	5	9
多摩小平	6	9	12	-	-
島しょ	2	2	2	-	-
健康安全研究センター	(1)	(1)	38	(1)	-
東京都計	19	26	89	5	9
《参考》特別区計	215		178	26	24
《参考》八王子市	3		8	-	-
《参考》町田市	-		-	-	-

注 ( ) 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（令和3年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤 殺虫剤	有害化学物質
検体数	70	52	17	52	1
検査項目数	382	1092	136	260	1

## 第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

### 第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。東京都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

東京都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

#### 1 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

#### 3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

#### 4 調査結果

- (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳（表2-8-1）

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳（令和3年度）

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	113	365
	貝	19	52
	小計	132	417
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		132	437

#### イ 検査結果

総水銀について合計437検体を検査した結果、最大値2.95ppm、最小値定量下限値未満であった。

また、メチル水銀については、82検体について検査を行い、その結果は、最大値2.44ppm、最小値0.05ppmであった（表2-8-2）。令和3年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、アオハタ2検体（山口県、長崎県産）、キダイ1検体（石川県産）、クロダイ1検体（大分県産）、クロムツ2検体（高知県、長崎県産）、シマアジ1検体（愛媛県産）、スジアラ1検体（鹿児島県産）、ホウボウ1検体（千葉県産）及びマダイ1検体（長崎県産）であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ムツ6検体（静岡県産）及びユメカサゴ15検体（長崎県産）であった。



表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(令和3年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量 (ppm)			検体数	検出検体数	検出量 (ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	4	4	0.21	0.07	0.14	-	-	-	-	-	北海道、青森、岩手
2	アオダイ	2	2	0.07	0.04	0.06	-	-	-	-	-	鹿児島
3	アオハタ	3	3	1.44	0.27	0.76	2	2	1.15	0.48	0.82	山口、長崎
4	アオメエソ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	静岡
5	アオリイカ	3	3	0.08	0.05	0.07	-	-	-	-	-	新潟、長崎、フィリピン
6	アカアマダイ	7	7	0.24	0.09	0.15	-	-	-	-	-	秋田、新潟、山口、宮崎
7	アカカマス	5	5	0.23	0.06	0.16	-	-	-	-	-	千葉、神奈川、三重、長崎、熊本
8	アカハタ	3	3	0.20	0.14	0.16	-	-	-	-	-	三重、熊本
9	アカムツ	2	2	0.30	0.24	0.27	1	1	0.23	0.23	0.23	千葉、韓国
10	アサバカレイ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	アメリカ
11	アズキハタ	1	1	0.27	0.27	0.27	-	-	-	-	-	福岡
12	アメリカオオアカ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	中国
13	アラ	1	1	0.14	0.14	0.14	-	-	-	-	-	長崎
14	アラスカメヌケ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	アメリカ
15	イサキ	6	6	0.15	0.06	0.10	-	-	-	-	-	山口、高知、福岡、熊本、鹿児島
16	イシガキダイ	1	1	0.19	0.19	0.19	-	-	-	-	-	大分
17	イシガレイ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	青森
18	イシダイ	3	3	0.26	0.03	0.17	-	-	-	-	-	青森、長崎
19	イズカサゴ	1	1	0.15	0.15	0.15	-	-	-	-	-	長崎
20	イトヨリダイ	3	3	0.28	0.12	0.21	-	-	-	-	-	長崎、大分
21	イボダイ	2	2	0.03	0.02	0.03	-	-	-	-	-	神奈川、鹿児島
22	ウシエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	インドネシア
23	ウスメバル	2	2	0.12	0.06	0.09	-	-	-	-	-	青森、新潟
24	ウメイロ	1	1	0.11	0.11	0.11	-	-	-	-	-	鹿児島
25	カツオ	7	7	0.29	0.10	0.20	-	-	-	-	-	宮城、千葉、東京、長崎
26	カミナリイカ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	モロッコ
27	カラスガレイ	2	2	0.08	0.03	0.06	-	-	-	-	-	アイスランド、ロシア
28	カンパチ	10	10	0.19	0.08	0.13	-	-	-	-	-	千葉、神奈川、愛媛、高知、長崎、鹿児島
29	キアンコウ	2	2	0.16	0.11	0.14	-	-	-	-	-	青森、宮城
30	キダイ	1	1	0.88	0.88	0.88	1	1	0.70	0.70	0.70	石川
31	キチジ	3	3	0.17	0.11	0.14	-	-	-	-	-	北海道
32	キハダ	1	1	0.24	0.24	0.24	-	-	-	-	-	南アフリカ
33	ギンダラ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	カナダ
34	キンメダイ	8	8	1.24	0.57	0.88	8	8	1.09	0.41	0.70	千葉、静岡、高知
35	クエ	1	1	0.25	0.25	0.25	-	-	-	-	-	長崎
36	クロウシノシタ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	千葉
37	クロガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	北海道
38	クロソイ	3	3	0.09	0.05	0.07	-	-	-	-	-	北海道、青森
39	クロダイ	7	7	0.63	0.06	0.22	1	1	0.51	0.51	0.51	千葉、神奈川、香川、大分
40	クロマグロ	3	3	0.78	0.47	0.61	3	3	0.58	0.34	0.45	高知、長崎、アイルランド
41	クロムツ	4	4	0.90	0.21	0.51	2	2	0.71	0.44	0.58	高知、長崎
42	ケンサキイカ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	長崎
43	コウイカ	4	4	0.14	0.02	0.08	-	-	-	-	-	山形、千葉、石川、兵庫
44	コガネガレイ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	アメリカ
45	コショウダイ	1	1	0.15	0.15	0.15	-	-	-	-	-	愛媛
46	コノシロ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	熊本
47	ゴマサバ	1	1	0.33	0.33	0.33	1	1	0.24	0.24	0.24	千葉
48	サワラ	10	9	0.11	ND	0.05	-	-	-	-	-	岩手、富山、三重、兵庫、島根、山口、宮崎、韓国
49	サンマ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	岩手
50	シイラ	1	1	0.16	0.16	0.16	-	-	-	-	-	京都
51	シバエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	佐賀
52	シマアジ	8	8	0.41	0.03	0.25	5	5	0.39	0.21	0.26	愛媛、高知、大分、鹿児島

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(令和3年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量 (ppm)			検体数	検出検体数	検出量 (ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
53	シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	インドネシア	
54	シロアマダイ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	宮崎	
55	シログチ	2	2	0.23	0.06	0.15	-	-	-	-	千葉、鹿児島	
56	シロヒラス	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	ニュージーランド	
57	スジアラ	1	1	0.45	0.45	0.45	1	1	0.39	0.39	0.39	鹿児島
58	スズキ	24	24	0.33	0.04	0.14	12	12	0.27	0.05	0.13	宮城、福島、千葉、東京、福井、愛媛
59	スルメイカ	3	3	0.10	0.06	0.08	-	-	-	-	-	富山、石川、福岡
60	タイセイヨウサバ	2	2	0.05	0.04	0.05	-	-	-	-	-	ノルウェー
61	タカベ	1	1	0.16	0.16	0.16	-	-	-	-	-	東京
62	タチウオ	7	7	0.26	0.05	0.11	-	-	-	-	-	茨城、千葉、神奈川
63	チダイ	4	4	0.11	0.07	0.09	-	-	-	-	-	三重、山口、愛媛、大分
64	トビウオ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	高知
65	ナイルアカメ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	ウガンダ
66	ニシン	1	1	0.04	0.04	0.04	-	-	-	-	-	岩手
67	ニタリクジラ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	北太平洋
68	バナナエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	インドネシア
69	ハマダイ	2	2	0.18	0.13	0.16	-	-	-	-	-	鹿児島
70	ハモ	2	2	0.25	0.09	0.17	-	-	-	-	-	徳島
71	ヒラスズキ	1	1	0.11	0.11	0.11	-	-	-	-	-	千葉
72	ヒラマサ	2	2	0.26	0.10	0.18	-	-	-	-	-	青森、岩手
73	ヒラメ	9	9	0.23	0.04	0.12	-	-	-	-	-	青森、宮城、福島、大分
74	ビンナガ	1	1	0.29	0.29	0.29	-	-	-	-	-	マントル沖
75	ブリ	8	8	0.26	0.07	0.14	-	-	-	-	-	北海道、香川、愛媛、高知
76	ホウボウ	6	6	0.43	0.05	0.19	2	2	0.37	0.16	0.27	福島、千葉、島根
77	ホキ	2	2	0.33	0.18	0.26	1	1	0.20	0.20	0.20	ニュージーランド
78	ホッケ	3	3	0.09	0.06	0.07	-	-	-	-	-	北海道
79	マアジ	8	8	0.05	0.02	0.03	-	-	-	-	-	神奈川、山口、長崎、熊本、鹿児島
80	マアナゴ	3	3	0.12	0.07	0.09	-	-	-	-	-	千葉、韓国
81	マイワシ	4	4	0.02	0.01	0.02	-	-	-	-	-	千葉、石川、静岡
82	マコガレイ	3	1	0.09	ND	0.09	-	-	-	-	-	福島、千葉
83	マゴチ	5	5	0.22	0.05	0.11	-	-	-	-	-	千葉、大分、鹿児島
84	マサバ	7	7	0.22	0.12	0.16	-	-	-	-	-	北海道、岩手、千葉、鹿児島
85	マジランアイナメ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	スペイン
86	マダイ	12	12	0.42	0.06	0.22	1	1	0.33	0.33	0.33	青森、兵庫、愛媛、長崎、熊本、大分、鹿児島
87	マダコ	2	2	0.04	0.01	0.03	-	-	-	-	-	福島、神奈川
88	マダラ	3	3	0.32	0.04	0.16	1	1	0.30	0.30	0.30	青森、岩手、アメリカ
89	マトウダイ	1	1	0.11	0.11	0.11	-	-	-	-	-	千葉
90	マナガツオ	2	2	0.16	0.15	0.16	-	-	-	-	-	香川、福岡
91	マナマコ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	神奈川	
92	マハタ	3	3	0.29	0.14	0.23	-	-	-	-	-	三重、長崎
93	マボヤ	2	0	ND	ND	-	-	-	-	-	宮城	
94	ミナミマグロ	5	5	1.92	0.40	1.06	5	5	1.50	0.29	0.84	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ
95	ムツ	30	30	0.67	0.15	0.31	13	13	0.46	0.16	0.30	静岡、長崎
96	メイタガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04	-	-	-	-	-	千葉
97	メイチダイ	1	1	0.22	0.22	0.22	-	-	-	-	-	三重
98	メカジキ	2	2	2.98	1.79	2.39	2	2	2.44	1.49	1.97	宮城、インド洋
99	メジナ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	千葉
100	メダイ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	長崎
101	メバチ	1	1	1.27	1.27	1.27	1	1	1.02	1.02	1.02	チリ沖
102	メルルーサ	1	1	0.20	0.20	0.20	-	-	-	-	-	チリ
103	ヤリイカ	1	1	0.04	0.04	0.04	-	-	-	-	-	新潟
104	ユメカサゴ	20	20	0.83	0.25	0.55	19	19	0.71	0.24	0.40	長崎
小計		351	344				82	82				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(令和3年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量 (ppm)			検体数	検出検体数	検出量 (ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	5	4	0.04	ND	0.03	-	-	-	-	-	中国、ロシア
2	アサリ	3	2	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	熊本、中国
3	イタヤガイ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	中国
4	イワガキ	2	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	長崎、宮崎
5	ウバガイ	4	2	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	北海道
6	エゾアワビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	韓国
7	エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	岩手
8	エゾボラ	3	3	0.04	0.01	0.03	-	-	-	-	-	北海道、ロシア
9	サザエ	2	2	0.15	0.01	0.08	-	-	-	-	-	静岡、長崎
10	サラガイ	2	2	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	北海道
11	タイラギ	4	2	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	愛知
12	ナミガイ	4	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	愛知
13	バカガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	三重
14	ハマグリ	4	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉、鹿児島
15	ホタテガイ	3	3	0.02	0.01	0.01	-	-	-	-	-	北海道、青森
16	ホンビノスガイ	2	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉
17	マガキ	5	1	0.02	ND	0.02	-	-	-	-	-	岩手、宮城、兵庫
18	ミルクイ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	愛知
19	ムラサキイガイ	4	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	宮城、広島
小計		52	24				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.30	0.11	0.21	-	-	-	-	-	愛知、徳島
2	イワナ	1	1	0.15	0.15	0.15	-	-	-	-	-	岩手
3	ギンザケ	2	1	0.15	ND	0.15	-	-	-	-	-	宮城、チリ
4	コイ	1	1	0.08	0.08	0.08	-	-	-	-	-	長野
5	サケ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	宮城
6	シラウオ	2	0	ND	ND	-	-	-	-	-	-	茨城、中国
7	タイセイヨウサケ	2	2	0.02	0.01	0.02	-	-	-	-	-	ノルウェー
8	ニジマス	2	2	0.13	0.02	0.08	-	-	-	-	-	静岡、ノルウェー
9	ヤマメ	1	1	0.15	0.15	0.15	-	-	-	-	-	岩手県
小計		14	11				0	0				
魚介類加工品		20	20	0.13	0.01	0.07	0	0	-	-	-	
総計		437	399				82	82				

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

**第2 食品等のPCB汚染調査結果**

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。東京都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

**1 実施期間**

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**2 実施対象**

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

**3 実施機関**

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

**4 調査結果**

各種食品等のPCB調査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えた検体はなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB調査結果

(令和3年度)

品 目		規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)		
					最大	最小	平均
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	74	29	0.12	ND	0.04
	内海内湾魚介類	3.0	231	88	0.4	ND	0.06
	小 計	-	305	117			
牛 乳		0.1	8	0	ND	ND	-
乳製品 (チーズ・ヨーグルト類)		1.0	5	0	ND	ND	-
育児用粉乳		0.2	5	5	ND	ND	-
食 肉	牛 肉	0.5	4	0	ND	ND	-
	豚 肉		4	0	ND	ND	-
	鶏 肉		4	0	ND	ND	-
	牛 肝 臓		4	0	ND	ND	-
	豚 肝 臓		4	0	ND	ND	-
	鶏 肝 臓 等		4	0	ND	ND	-
小 計		-	24	0			
卵 類		0.2	16	0	ND	ND	-
器具・容器包装		5.0	11	0	ND	ND	-
その他	魚介類加工品等	-	60	2	0.07	0.01	0.04
	食用油脂類	-	14	0	ND	ND	-
	ベビーフード等	-	18	0	ND	ND	-
総 計		-	466	124			

注1：NDは、定量下限値（0.01ppm）未満のもの  
 注2：平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(令和3年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	0.5 ppm	アオメエソ	1	0	ND	ND	-	静岡
2		アサバカレイ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
3		アメリカオオアカイカ	1	0	ND	ND	-	中国
4		アラスカメヌケ	1	1	0.04	0.04	0.04	アメリカ
5		イシガレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	青森
6		カツオ	6	2	0.02	ND	0.02	宮城、千葉、東京、長崎
7		カミノリイカ	1	0	ND	ND	-	モロッコ
8		カラスガレイ	2	1	0.02	ND	0.02	アイスランド、ロシア
9		キアンコウ	1	0	ND	ND	-	宮城
10		キチジ	3	2	0.02	ND	0.02	北海道
11		ギンザケ	1	0	ND	ND	-	チリ
12		ギンダラ	1	1	0.03	0.03	0.03	カナダ
13		クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	千葉
14		クロマグロ	3	3	0.12	0.01	0.06	高知、長崎、アイルランド
15		コガネガレイ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
16		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	千葉
17		サケ	1	0	ND	ND	-	宮城
18		サンマ	1	0	ND	ND	-	岩手
19		スルメイカ	1	0	ND	ND	-	石川
20		タイセイヨウサケ	2	1	0.03	ND	0.03	ノルウェー
21		タイセイヨウサバ	3	3	0.02	0.01	0.01	ノルウェー
22		トビウオ	1	1	0.01	0.01	0.01	高知
23		ヒラメ	8	2	0.02	ND	0.02	青森、宮城、福島、大分
24		ビンナガ	1	1	0.02	0.02	0.02	オーストラリア
25		ホキ	2	0	ND	ND	-	ニュージーランド
26		ホッケ	3	1	0.02	ND	0.02	北海道
27		マイワシ	4	0	ND	ND	-	千葉、石川、静岡
28		マコガレイ	3	0	ND	ND	-	千葉、徳島
29		マサバ	6	3	0.06	ND	0.05	岩手、千葉、鹿児島
30		マダラ	3	0	ND	ND	-	青森、岩手、アメリカ
31		ミナミマグロ	3	3	0.01	0.01	0.01	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国
32		メイタガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
33		メカジキ	2	1	0.12	ND	0.12	宮城、インド洋
34		メバチ	2	1	0.02	ND	0.02	チリ、大西洋
35		メルルーサ	1	1	ND	ND	-	チリ
小計			74	29				

2-8-4 魚介類のPCB調査結果（その2）

（令和3年度）

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値（ppm）			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アイナメ	4	0	ND	ND	-	北海道、青森、岩手
2		アオダイ	2	0	ND	ND	-	鹿児島
3		アオハタ	3	0	ND	ND	-	兵庫、山口
4		アオリイカ	2	0	ND	ND	-	長崎、フィリピン
5	3 ppm	アカアマダイ	7	0	ND	ND	-	秋田、新潟、山口、宮崎
6		アカガイ	4	0	ND	ND	-	中国、ロシア
7		アカカマス	3	1	0.11	ND	0.11	神奈川、長崎、熊本
8		アカハタ	3	0	ND	ND	-	熊本、三重
9		アカムツ	2	2	0.06	0.02	0.04	千葉、韓国
10		アコウダイ	1	1	0.03	0.03	0.03	東京
11		アサリ	2	0	ND	ND	-	熊本、中国
12		アズキハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	福岡
13		アユ	2	1	0.01	ND	0.01	愛知、徳島
14	内 海 内 湾 産 魚 介 類	アラ	1	0	ND	ND	-	長崎
15		イサキ	4	1	0.02	ND	0.02	山口、福岡、熊本、鹿児島
16		イシダイ	2	0	ND	ND	-	青森、長崎
17		イズカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
18		イタヤガイ	1	0	ND	ND	-	中国
19		イトヨリダイ	2	0	ND	ND	-	長崎、大分
20		イボダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
21		イワガキ	2	0	ND	ND	-	長崎、宮崎
22		イワナ	1	0	ND	ND	-	岩手
23		ウシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
24		ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森、新潟
25		ウバガイ	3	0	ND	ND	-	北海道
26		ウメイロ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
27		エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
28		エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
29		エゾボラ	1	0	ND	ND	-	ロシア
30		カンパチ	9	7	0.04	ND	0.03	千葉、神奈川、愛媛、高知、長崎、鹿児島
31		キダイ	1	0	ND	ND	-	石川
32		キンメダイ	7	4	0.04	ND	0.03	千葉、静岡、高知
33		クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
34		クロソイ	3	0	ND	ND	-	北海道、青森
35		クロダイ	8	7	0.09	ND	0.04	千葉、神奈川、岡山、香川、大分
36		クロムツ	4	1	0.01	ND	0.01	高知、長崎
37		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	長崎
38		コウイカ	3	0	ND	ND	-	千葉、石川、兵庫
39		コシヨウダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛媛
40		サザエ	2	0	ND	ND	-	静岡、長崎
41		サラガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
42	サワラ	9	6	0.07	ND	0.04	岩手、富山、三重、兵庫、島根、宮崎、韓国	

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その3)

(令和3年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
43		シバエビ	1	0	ND	ND	-	佐賀
44		シマアジ	8	6	0.05	ND	0.04	愛媛、高知、大分、鹿児島
45		シラウオ	1	0	ND	ND	-	中国
46		シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	インド
47	3 ppm	シログチ	2	1	0.07	ND	0.07	千葉、鹿児島
48		シロヒラス	1	1	0.01	0.01	0.01	ニュージーランド
49		スズキ	23	18	0.40	ND	0.08	宮城、福島、千葉、東京、福井、愛媛
50		タイラギ	1	0	ND	ND	-	愛知
51		タカベ	1	0	ND	ND	-	東京
52		タチウオ	5	5	0.25	0.01	0.11	茨城、千葉、神奈川
53		チダイ	4	0	ND	ND	-	三重、山口、愛媛、大分
54		ナイルアカメ	1	0	ND	ND	-	ウガンダ
55		ナミガイ	2	0	ND	ND	-	愛知
56	内 海 内 湾 産 魚 介 類	ニジマス	2	1	0.03	ND	0.03	静岡、ノルウェー
57		バナナエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
58		ハマグリ	2	0	ND	ND	-	千葉、鹿児島
59		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
60		ハモ	2	1	0.03	ND	0.03	徳島
61		ヒラスズキ	1	1	0.04	0.04	0.04	千葉
62		ヒラマサ	2	0	ND	ND	-	青森、岩手
63		ブリ	7	7	0.09	0.02	0.04	北海道、香川、愛媛、高知
64		ホウボウ	4	1	0.02	ND	0.02	福島、千葉
65		ホタテガイ	1	0	ND	ND	-	青森
66		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
67		マアジ	7	2	0.04	ND	0.03	神奈川、山口、長崎、熊本
68		マアナゴ	2	0	ND	ND	-	千葉、韓国
69		マガキ	3	2	0.01	ND	0.01	岩手
70		マゴチ	3	2	0.02	ND	0.02	千葉、鹿児島
71		マジランアイナメ	1	0	ND	ND	-	スペイン
72		マダイ	6	1	0.03	ND	0.03	青森、兵庫、愛媛、大分、鹿児島
73	マダコ	1	0	ND	ND	-	福島	
74	マトウダイ	1	0	ND	ND	-	千葉	
75	マナガツオ	2	1	0.07	ND	0.07	香川、福岡	
76	マハタ	2	2	0.02	0.02	0.02	三重、長崎	
77	マボヤ	2	2	0.03	0.03	0.03	宮城	
78	ムツ	10	0	ND	ND	-	静岡	
79	ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	広島	
80	メイチダイ	1	0	ND	ND	-	三重	
81	メジナ	1	1	0.02	0.02	0.02	千葉	
82	メダイ	1	0	ND	ND	-	長崎	
83	ヤマメ	1	0	ND	ND	-	岩手	
小計			231	88				
合計			305	117				

注1 NDは定量下限値 (0.01ppm) 未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

**第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果**

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

**1 実施期間**

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**2 実施対象**

中央卸売市場に入荷する魚介類

**3 検査実施機関**

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 委託検査機関

**4 調査結果**

TBTOについては、117魚種226検体を調査した結果、全ての検体において定量下限値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.90ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の調査結果

(令和3年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	186	28	0.07	ND	0.02	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	0	ND	ND	-
	Cis-クロルデン	40	0	ND	ND	-
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	-
	Trans-ノナクロル	40	3	0.004	ND	0.002
	Cis-ノナクロル	40	1	0.002	ND	0.002
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	-
	エンドリン	40	0	ND	ND	-
	ディルドリン	40	0	ND	ND	-
その他農薬	16	0	ND	ND	-	

注1 NDは、定量下限値未満のもの

TPT・その他の農薬：0.01ppm

クロルデン類・ドリソリン類：0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値



表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(令和3年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アサリ	1	0	ND	ND	-	三重
2		イワガキ	1	0	ND	ND	-	富山
3		エゾボラ	1	0	ND	ND	-	北海道
4		カンパチ	3	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島
5		ギンダラ	1	0	ND	ND	-	カナダ
6		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	宮城
7		シマアジ	5	0	ND	ND	-	愛媛
8		スズキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
9		タイセイヨウサケ	2	0	ND	ND	-	ノルウェー
10		トコブシ	1	0	ND	ND	-	千葉
11		ヒラメ	5	0	ND	ND	-	大分
12		ブリ	7	0	ND	ND	-	静岡、愛媛、高知、鹿児島
13		ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
14		マサバ	2	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島
15		マダイ	6	0	ND	ND	-	静岡、愛媛、長崎
16		マハタ	2	0	ND	ND	-	三重
小計			40	0				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	2	0	ND	ND	-	中国、ロシア
2		アサリ	1	0	ND	ND	-	愛知
3		アワビ	1	0	ND	ND	-	青森
4		イワガキ	1	0	ND	ND	-	遠山
5		ウシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
6		エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
7		エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
8		カンパチ	1	0	ND	ND	-	高知
9		サザエ	1	0	ND	ND	-	長崎
10		シマアジ	1	0	ND	ND	-	愛媛
11		スズキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
12		トリガイ	1	0	ND	ND	-	石川
13		ハマグリ	2	0	ND	ND	-	千葉、中国
14		ブリ	1	0	ND	ND	-	高知
15		ホタテガイ	4	0	ND	ND	-	青森、韓国
16		マイワシ	1	0	ND	ND	-	茨城
17		マガキ	3	0	ND	ND	-	岩手
18		マダイ	1	0	ND	ND	-	愛媛
19		マハタ	2	0	ND	ND	-	三重
20		マボヤ	3	0	ND	ND	-	宮城
21		ムラサキイガイ	3	0	ND	ND	-	宮城、広島
小計			33	0				
番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	2	0	ND	ND	-	北海道
2		アオリイカ	3	0	ND	ND	-	神奈川、京都、長崎
3		アカアマダイ	1	0	ND	ND	-	秋田
4		アカガイ	1	0	ND	ND	-	中国
5		アカカマス	3	0	ND	ND	-	神奈川、三重、熊本
6		アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
7		アサリ	2	0	ND	ND	-	千葉、愛知
8		イサキ	3	0	ND	ND	-	山口、長崎
9		イボダイ	1	0	ND	ND	-	神奈川
10		ウスメバル	1	0	ND	ND	-	青森
11		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	宮城
12		ウバガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
13		カサゴ	1	0	ND	ND	-	大分
14		カワハギ	3	0	ND	ND	-	東京、長崎、宮崎
15		クロダイ	1	0	ND	ND	-	神奈川
16		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	長崎
17		サクラエビ	1	0	ND	ND	-	静岡
18		サザエ	3	0	ND	ND	-	神奈川、新潟、長崎
19		サラガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
20		シマアジ	2	0	ND	ND	-	高知、大分
21		シラエビ	1	0	ND	ND	-	富山
22		シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	ベトナム
23		シロギス	1	0	ND	ND	-	千葉

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(令和3年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
24	Ⅲ 群	シログチ	2	0	ND	ND	-	千葉、東京
25		スズキ	19	0	ND	ND	-	宮城、千葉、東京、京都、愛媛
26		スルメイカ	1	0	ND	ND	-	北海道
27		タイセイヨウサケ	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
28		タチウオ	5	0	ND	ND	-	千葉、神奈川、鹿児島
29		チダイ	2	0	ND	ND	-	山口、長崎
30		ツブガイ	2	0	ND	ND	-	北海道
31		天使のエビ	1	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
32		トリガイ	1	0	ND	ND	-	千葉
33		ナミガイ	2	0	ND	ND	-	愛知
34		バイ	1	0	ND	ND	-	山口
35		バカガイ	1	0	ND	ND	-	三重
36		ハマグリ	1	0	ND	ND	-	千葉
37		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	岩手
38		ブリ	2	0	ND	ND	-	岩手、鹿児島
39		ホウボウ	1	0	ND	ND	-	島根
40		ホタルイカ	1	0	ND	ND	-	富山
41		ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	-	北海道
42		ホンビノスガイ	2	0	ND	ND	-	千葉
43		マアジ	3	0	ND	ND	-	東京、石川、熊本
44		マイワシ	2	0	ND	ND	-	北海道、石川
45		マガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
46		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
47		マゴチ	2	0	ND	ND	-	千葉、大分
48		マサバ	3	0	ND	ND	-	宮城、静岡
49		マダイ	2	0	ND	ND	-	青森、大分
50		マダコ	3	0	ND	ND	-	岩手、福島、新潟
51		ムツ	10	0	ND	ND	-	静岡
52		ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	-	宮城、広島
53		メイタガレイ	1	0	ND	ND	-	千葉
54		メジナ	1	0	ND	ND	-	千葉
55		モロトゲアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道
56	ヤリイカ	1	0	ND	ND	-	岩手	
小計			117	0				
番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	Ⅳ 群	アオダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
2		アオリイカ	1	0	ND	ND	-	京都
3		カツオ	4	0	ND	ND	-	宮城、東京、静岡、鹿児島
4		キハダ	1	0	ND	ND	-	南アフリカ共和国
5		クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
6		クロマグロ	2	0	ND	ND	-	高知、アイルランド
7		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	長崎
8		コノシロ	1	0	ND	ND	-	東京
9		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	岩手
10		サケ	1	0	ND	ND	-	北海道
11		サワラ	3	0	ND	ND	-	岩手、和歌山
12		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
13		シロギス	1	0	ND	ND	-	東京
14		スルメイカ	3	0	ND	ND	-	富山、石川、長崎
15		タチウオ	1	0	ND	ND	-	岩手
16		トビウオ	1	0	ND	ND	-	和歌山
17		ビンナガ	1	0	ND	ND	-	マントル沖
18		ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
19		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城
20		マゴチ	2	0	ND	ND	-	東京、福岡
21		マサバ	2	0	ND	ND	-	北海道、千葉
22		ミナミマグロ	3	0	ND	ND	-	オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国
23		メカジキ	1	0	ND	ND	-	宮城
24		メバチ	1	0	ND	ND	-	チリ沖
小計			36	0				
総計			226	0				

注1 NDは、定量下限値 (0.01ppm) 未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

#### 第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナー PCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、福祉保健局では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

令和3年度の調査結果は以下のとおりである。

##### 1 調査方法

###### (1) 調査対象生物及び検体数

魚類：ボラ、スズキ、マアナゴ各8検体

貝類：ホンビノスガイ6検体

計30検体

###### (2) 採取地点

ア 魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場1」という。）、羽田空港北側沿岸（以下「漁場2」という。）

イ 貝 類：三枚洲、羽田北

###### (3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網、マアナゴはアナゴ筒により、貝類はジョレンを用いて採集した。

なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

###### (4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただし、マアナゴは皮付き）約1kgを、貝類は、むき身約1kgを1検体とした。

なお、単一の個体で1kgを確保できない場合は、複数の個体の合計で約1kgとし、1検体とした。

###### (5) 分析項目

ア ダイオキシン類

表2-8-7のとおり

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表2-8-8のとおり

ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

###### (6) 分析方法

ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

衛生試験法注解(2000)「食品汚染物試験法」に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験\*を行った。

(イ) TBT、TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA、2003) に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

(ウ) DDT、DDE、DDD、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

生物モニタリング調査マニュアル（環境庁、昭和62年5月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験\*を行った。

(エ) アルキルフェノール類、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

外因性内分泌かく乱化学物質調査暫定マニュアル（平成10年10月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験\*を行った。

※添加回収試験の回収率の許容範囲は、化学物質環境実態調査結果の手引き（環境省、平成27年度版）に基づき、標準物質の回収率は70～120%を目安とし、良好な結果を得た。

ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

(7) 分析機関

健康安全研究センター

エ 脂肪含有量

加圧流体抽出法

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

分類	項目名	定量下限	
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

物質名	内訳	定量下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT	TBT	0.001 ppm
TPT	TPT	0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-tert-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-tert-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

## 2 調査結果

### (1) ダイオキシン類

表 2-8-9（個別検体の検査結果）、表 2-8-10（魚種毎の平均値）のとおりであった（毒性等量は、検査結果が定量下限値未満だった物質は定量下限値の1/2量含まれると仮定して積算した。）。

また、これらの経年変化は、図 2-8-1 のとおりである。

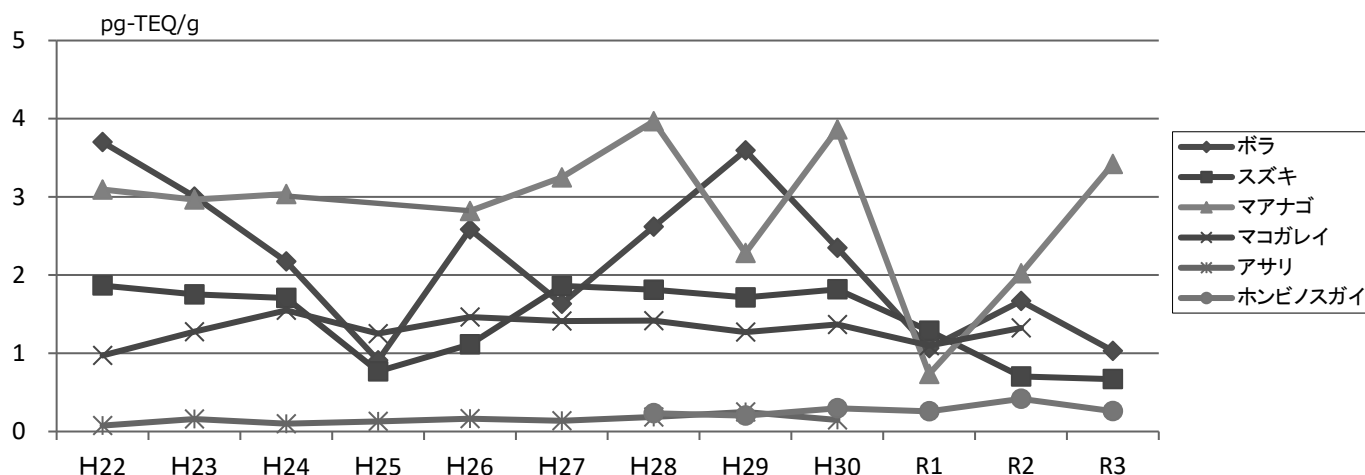


図 2-8-1 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン類濃度の推移

### (2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-11（個別検体の検査結果）、表 2-8-12（魚種毎の平均値）のとおりであった。

## 3 まとめ

### (1) ダイオキシン類

ア 魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 1.71 pg-TEQ/g であった。

イ 貝類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 0.26 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「令和3年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」（トータルダイエット調査）によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.40 pg-TEQ/kg・bw/day（このうち魚介類由来は0.33 pg-TEQ/kg・bw/day）である。

この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類

摂取量（魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。）は、0.59 pg-TEQ/kg・bw/day であった（表 2-8-13）。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量（0.007 pg-TEQ/kg・bw/day）を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量：4pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-2 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、例年どおりの推移となった。

表 2-8-13 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位：pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事からの摂取量 (R3)	本試算による摂取量
<b>食事全体からの摂取量</b>	<b>0.40</b>	<b>0.59<sup>※1</sup></b>
④内海内湾産魚類由来	0.04 <sup>※1</sup>	0.23 <sup>※1</sup>
⑤内海内湾以外の生魚介類・魚介類加工品由来	0.29 <sup>※1</sup>	0.29 <sup>※1</sup>
⑥魚介類以外の食品群由来	0.07	0.07

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算

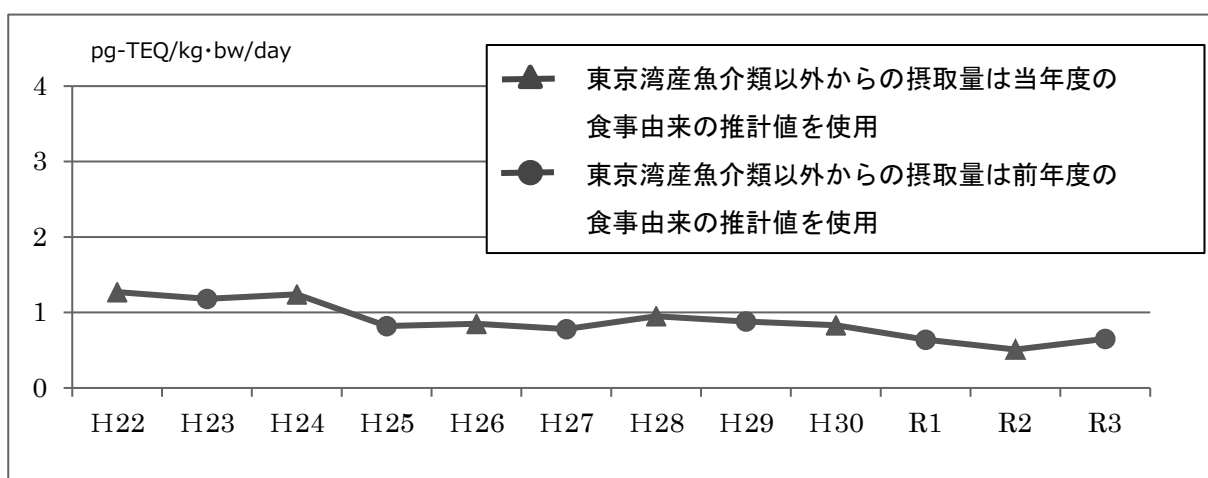


図 2-8-2 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア)内海内湾魚類と遠洋沖合魚類の摂取量

(農林水産省・令和2年食料需給表)

内海内湾 : 650千トン

遠洋沖合 : 1,926千トン

(イ)都民の魚介類摂取量 (一日体重 50kg 当たり)

魚介類 : 60.2(g/day)

(内訳) 生魚介類 : 33.3(g/day) (このうち魚

類 : 26.0(g/day))

魚介加工品 : 26.9(g/day)

(ウ)内海内湾魚類の摂取量

$26.0(g/day) \times 650 / (650 + 1,926) \approx$

$6.6(g/day)$

(エ)内海内湾魚類 (東京湾産魚類と仮定) 由来の体

重当たりダイオキシン類摂取量

[魚類全体・漁場全体のダイオキシン類平均値] ×

(ウ) ÷ [体重 50kg] =  $1.71(pg-TEQ/g) \times$

$6.6(g/day) \div 50(kg \cdot bw) = 0.23(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(オ)内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由

来の体重当たりダイオキシン類摂取量

[トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類]

× [魚介類全体における内海内湾魚介類以外の

魚介類の構成比] =  $0.33(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

×  $(60.2 - 6.6)(g) / 60.2(g) = 0.29(pg-$

$TEQ/kg \cdot bw/day)$

(カ)魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

[トータルダイオキシン類調査による食事由来ダイオキシン類] -

[トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類]

=  $0.40 - 0.33 = 0.07(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(キ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

$$\begin{aligned} & (\エ) + (\オ) + (\カ) = 0.23 + 0.29 + 0.07 \\ & = 0.59 (\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}) \end{aligned}$$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「令和3年度 食事由来の化学物質摂取量推計調査」（令和4年 東京都福祉保健局）から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCB は全ての検体から検出された。最も高い検出値は、漁場2で採取したマアナゴの0.281 ppmだった。いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値（昭和47年厚生省）3 ppmを下回った。

イ DDT 及びその代謝物は全ての魚類から検出された。最も高い検出値は、漁場1で採取したマアナゴの0.013ppm（DDT 及び代謝物の和）だった。いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値3 ppmを下回った。

また、貝類からは検出されなかった。

ウ TBT はボラを除く全ての検体から検出された。

最も高い検出値は羽田北で採取したホンビノスガイ0.019 ppmであった。TPT はスズキとマアナゴのほとんどの検体から検出された。最も高い検出値は、漁場2で採取したスズキ0.004 ppmだった。検出値は、国際機関（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）の評価による一日摂取許容量（TBT：0.0005 mg/kg·bw /day、TPT：0.0005 mg/ kg·bw /day）等と比較して、小さな値であった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは全ての検体で検出されなかった。

## 用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB (Co-PCB) の総称
コプラナーPCB (Co-PCB)	PCDD 及び PCDF と類似した生理作用を示す一群の PCB 類
pg (ピコグラム)	1兆分の1グラム。 1 pg=0.001 ng=0.000001 $\mu$ g=0.000000001 mg =0.000000000001 g
TEQ (毒性等量)	毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の物質のそれぞれの毒性の強さを換算した係数)を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
DDT	ジクロロジフェニルトリクロロエタンの略
TBT	トリブチルスズの略、複数の物質がある TBT 化合物の総称
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で100万分の1を表す。 この調査においては $\mu$ g/g、mg/Kg と同じ意味
/kg $\cdot$ bw/day	一日当たり体重1kg当たりの量



表 2-8-9 ダイオキシン毒性等量 (ND= LOQ/2)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
				ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB
1	ボラ	隅田川河口部	3.1	0.57	0.19	0.38	18	6.2	12
2			2.3	1.41	0.67	0.74	60	29	32
3		漁場 1	4.2	1.14	0.29	0.84	27	7.0	20
4			3.4	1.54	0.38	1.16	46	11	35
5			2.8	0.79	0.21	0.58	28	7.3	21
6		漁場 2-1	3.9	1.15	0.27	0.88	30	6.9	23
7			1.9	0.94	0.14	0.80	51	7.6	43
8			2.9	0.69	0.17	0.52	24	5.8	18
9	スズキ	隅田川河口部	1.1	0.77	0.17	0.60	70	16	54
10			1.2	0.72	0.17	0.56	62	14	48
11		漁場 1	1.0	0.60	0.15	0.45	60	15	45
12			1.7	0.63	0.19	0.44	38	11	26
13			0.6	0.67	0.23	0.44	121	41	80
14		漁場 2-1	0.9	0.65	0.22	0.43	75	25	50
15			1.1	0.59	0.17	0.42	53	15	38
16			1.3	0.75	0.30	0.45	59	24	35
17	マアナゴ	隅田川河口部	8.2	3.23	0.58	2.65	40	7.1	32
18			7.4	2.99	0.59	2.40	40	8.0	32
19		漁場 1	10.9	4.12	0.66	3.46	38	6.1	32
20			12.3	4.15	1.24	2.91	34	10	24
21			10.4	3.20	0.64	2.56	31	6.2	24
22		漁場 2-2	7.2	2.44	0.41	2.03	34	5.7	28
23			10.0	3.74	0.67	3.08	38	6.7	31
24			6.9	3.46	0.80	2.66	50	12	39
25	ホンビノスガイ	三枚洲	0.5	0.18	0.11	0.07	37	22	15
26			0.6	0.20	0.11	0.09	33	19	14
27			0.5	0.28	0.19	0.10	54	36	18
28		羽田沖	0.7	0.25	0.08	0.17	37	13	25
29			0.7	0.32	0.12	0.19	45	17	28
30			0.7	0.31	0.12	0.19	47	18	29

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類毒性等量の平均値 (ND= LOQ/2) (単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
		(%)	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
ボラ	漁場全体の平均	3.1	1.03	0.29	0.74	35	10	25
スズキ	漁場全体の平均	1.1	0.67	0.20	0.47	67	20	47
マアナゴ	漁場全体の平均	9.1	3.42	0.70	2.72	38	7.7	30
魚類全体の平均		4.4	1.71	0.40	1.31	47	12.7	34
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	0.6	0.26	0.12	0.13	42	21	22
貝類全体の平均		0.6	0.26	0.12	0.13	42	21	22

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

単位：ppm(湿重量)

表2-8-11 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度

番号	生物種	採取地点	水分 %	脂質分 %	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TPT	アトキシルブエノール類						ヘンノウエノ シ-2-エチル ヘキシル	ヘンノウエノ シ-2-エチル ヘキシル	2,4-ジクロロ 7エノール				
						o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-tert-ブチル 4-tert-ペンチル 7エノール	4-tert-ブチル 4-tert-ペンチル 7エノール	4-tert-ブチル 4-tert-ペンチル 7エノール	4-tert-ブチル 4-tert-ペンチル 7エノール	4-tert-ブチル 4-tert-ペンチル 7エノール				4-tert-ブチル 4-tert-ペンチル 7エノール	4-tert-ブチル 4-tert-ペンチル 7エノール		
1	ボラ	隅田川河口部	74.3	3.1	0.022	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
2			75.0	2.3	0.038	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
3		漁場 1	73.9	4.2	0.064	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
4			75.0	3.4	0.091	ND	ND	ND	0.002	0.008	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
5		漁場 2-1	75.3	2.8	0.038	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
6			74.2	3.9	0.073	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
7		隅田川河口部	76.4	1.9	0.072	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
8			75.1	2.9	0.032	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
9	スズキ	隅田川河口部	76.7	1.1	0.051	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.005	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				
10			76.7	1.2	0.051	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.006	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
11		漁場 1	76.8	1.0	0.043	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.004	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
12			76.5	1.7	0.048	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
13		漁場 2-1	77.8	0.6	0.037	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
14			76.7	0.9	0.034	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.004	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
15		隅田川河口部	76.6	1.1	0.030	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.003	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
16			77.0	1.3	0.037	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.006	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
17	マアサギ	隅田川河口部	72.4	8.2	0.219	ND	ND	ND	0.010	ND	0.001	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
18			72.3	7.4	0.073	ND	ND	ND	ND	0.009	ND	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
19		漁場 1	70.0	10.9	0.220	ND	ND	ND	0.012	ND	0.001	ND	0.004	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
20			69.7	12.3	0.273	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	0.001	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
21		漁場 2-2	70.0	10.4	0.203	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	0.001	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
22			72.4	7.2	0.081	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
23		三枝州	70.0	10.0	0.281	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	0.001	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
24			72.2	6.9	0.089	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	0.001	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
25	ホンビノスガイ	羽田沖	85.4	0.5	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
26			85.1	0.6	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
27		羽田沖	84.8	0.5	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
28			86.3	0.7	0.016	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
29		定量下限値	羽田沖	85.8	0.7	0.023	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.019	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
30				85.1	0.7	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND



**第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査**

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、東京都では、従来より実態調査を実施しているところである。

令和3年度の調査結果は以下のとおりである。

**1 調査期間**

令和3年4月から令和4年3月まで

**2 調査の概要**

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。調査対象物質ごとの検体数及び定量下限は、表2-8-14のとおりである。

表2-8-14 検体数

調査対象物質	検体数	定量下限
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	140	0.001 ppm
トリブチルスズオキシド (TBTO) *	135	0.001 ppm
トリフェニルスズ (TPT)	135	0.001 ppm
ドリン類 (アルドリン、エンドリン、ディルドリン)	各 40	0.001 ppm
クロルデン類 (trans-クロルデン、cis-クロルデン、オキシクロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロル)	各 40	0.001 ppm

※トリブチルスズ化合物 (TBT) については、昭和60年4月当時の厚生省通知により、市場流通する魚介類を対象に検査の実施が求められているTBTO (トリブチルスズ化合物の一種) に換算した。

**3 分析方法**

(1) PCB

衛生試験法注解 (2000) 準拠法  
試料に標準物質を添加し、回収率が70~120%の許容範囲にあることを確認した。

(2) TBTO 及び TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA, 2003) 準拠法  
試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50~120%の許容範囲にあることを確認した。

(3) ドリン類及びクロルデン類

健安研セ年報 56, p211, 2005 準拠法  
食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン (平成22年12月厚生労働省通知) に従い、真度、併行精度及び室内精度が目標値 (真度70~120%、併行精度25%未満、室内精度30%未満) に適合していることを確認した。

**4 調査機関**

健康安全研究センター  
一般財団法人 日本食品検査

**5 調査結果**

各物質の検出状況は、表2-8-15のとおりである。個別の検体に関する検査結果は、表2-8-16~表2-8-18のとおりである。

表2-8-15 令和3年度流通魚介類の実態調査結果 単位: ppm (湿重量)

物質名		検体数	検出数	検出率 (%)	最大検出値	平均*
PCB		140	111	79.3	0.071	0.012
TBTO		135	21	15.6	0.006	0.000
TPT		135	86	63.7	0.074	0.005
ドリン類	アルドリン	40	0	0	—	—
	エンドリン	40	0	0	—	—
	ディルドリン	40	0	0	—	—
クロルデン類	trans-クロルデン	40	0	0	—	—
	cis-クロルデン	40	0	0	—	—
	オキシクロルデン	40	0	0	—	—
	trans-ノナクロル	40	3	7.5	0.004	0.000
	cis-ノナクロル	40	1	2.5	0.002	0.000

※検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質を0として算出した。

(1) PCB  
140 検体中 111 検体 (79.3 %) から PCB を検出した。最大値はサワラの 0.071 ppm であった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値 (昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」、内海内湾魚介類：3 ppm、遠洋沖合魚介類：0.5 ppm) を下回った。

(2) TBTO  
135 検体中 21 検体 (15.6 %) から TBTO が検出された。最大値はカワハギの 0.006 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、当該カワハギを一日当たり 2.5 kg 喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による経口暴露に対する指針値 0.0003 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 33.3 g (「令和元年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(3) TPT  
135 検体中 86 検体 (63.7 %) から TPT が検出された。最大値はサワラの 0.074 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、一日当たり 338 g 喫食しないと、JMPR による一日摂取許容量 0.0005 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 33.3 g (「令和元年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(4) 農薬 (ドリソリン類及びクロルデン類)  
40 検体を検査した。  
ドリソリン類は全ての検体から検出されなかった。魚介類に係る食品衛生法の基準値は、アルドリソリン及びディルドリンの和として 0.01 ppm である。  
クロルデン類のうち、trans-ノナクロルが 3 検体から 0.001~0.004 ppm、cis-ノナクロルが 1 検体から 0.002ppm それぞれ検出された。複数のクロルデン類を検出した検体もあり、重複を除くと、3 検体からの検出であった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (trans-ク

ロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05 ppm) 以内となった。

## 6 まとめ

- (1) PCB は 140 検体中 111 検体 (79.3 %)、TBTO は 135 検体中 21 検体 (15.6 %)、TPT は 135 検体中 86 検体 (63.7 %) から検出された。
- (2) ドリソリン類 (3 種類) は検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、trans-ノナクロルが 40 検体中 3 検体 (7.5 %)、cis-ノナクロルが 40 検体中 1 検体 (2.5 %) から検出された。
- (3) PCB、TBTO、TPT、ドリソリン類及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等の範囲内であり、食品安全上問題となるものではなかった。

### 用語説明

PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
TBTO	トリブチルスズオキシドの略。TBT 化合物のうちの一つで、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) の第一種特定化学物質に指定されている。
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ドリソリン類	有機塩素系農薬
クロルデン類	有機塩素系農薬
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。 この調査においては $\mu\text{g/g}$ と同じ意味

表 2-8-16 令和3年度流通魚介類のPCB検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アイナメ	ND	内	キダイ	0.006	内	タイセイヨウサケ	0.008	遠	マコガレイ	0.005	遠
アイナメ	0.003	内	キンメダイ	0.009	内	タイセイヨウサバ	0.010	遠	マゴチ	0.001	内
アイナメ	ND	内	キンメダイ	0.020	内	タイラギ	ND	内	マサバ	0.064	遠
アイナメ	0.005	内	キンメダイ	0.003	内	タカベ	ND	内	マサバ	0.009	遠
アオダイ	0.002	内	キンメダイ	0.011	内	タチウオ	0.013	内	マサバ	0.009	遠
アオハタ	0.001	内	キンメダイ	0.005	内	チダイ	0.002	内	マサバ	0.006	遠
アオハタ	0.001	内	クロウシノシタ	0.006	遠	チダイ	0.002	内	マダイ	0.002	内
アオハタ	0.006	内	クロガレイ	ND	内	ナイルアカメ	ND	内	マダイ	0.002	内
アオメエソ	0.004	遠	クロソイ	0.003	内	ナミガイ	ND	内	マダイ	0.031	内
アカアマダイ	ND	内	クロソイ	ND	内	ナミガイ	0.002	内	マダイ	0.006	内
アカアマダイ	ND	内	クロソイ	ND	内	ハマダイ	ND	内	マダイ	0.003	内
アカガイ	ND	内	クロダイ	0.004	内	ハモ	0.006	内	マダラ	0.002	遠
アカカマス	0.001	内	クロダイ	0.012	内	ハモ	0.034	内	マトウダイ	0.002	内
アカハタ	0.001	内	クロダイ	0.015	内	ヒラマサ	0.004	内	マナガツオ	0.065	内
アカハタ	0.003	内	クロダイ	0.018	内	ヒラメ	0.002	遠	メイチダイ	0.005	内
アカムツ	0.062	内	クロムツ	0.002	内	ヒラメ	0.002	遠	メカジキ	0.004	遠
アカムツ	0.015	内	クロムツ	0.001	内	ヒラメ	ND	遠	メダイ	0.002	内
アサリ	0.002	内	クロムツ	ND	内	ヒラメ	0.003	遠	メバチマグロ	0.021	遠
アユ	0.003	内	ケンサキイカ	0.002	内	ヒラメ	0.003	遠	メルルーサ	0.001	遠
イサキ	0.002	内	コウイカ	0.001	内	ヒラメ	0.021	遠	ヤマメ	0.002	内
イズカサゴ	ND	内	コウイカ	ND	内	ブリ	0.021	内			
イトヨリダイ	0.001	内	コウイカ	0.003	内	ブリ	0.019	内			
イトヨリダイ	0.002	内	コガネガレイ	ND	遠	ホウボウ	ND	内			
イボダイ	ND	内	ゴマサバ	0.004	遠	ホウボウ	0.004	内			
イワガキ	0.003	内	サザエ	0.002	内	ホウボウ	0.002	内			
ウシエビ	ND	内	サワラ	0.005	内	ホッケ	0.004	遠			
ウスメバル	0.006	内	サワラ	0.009	内	ホッケ	0.003	遠			
ウスメバル	0.002	内	サワラ	0.048	内	ホンビノスガイ	0.004	内			
ウバガイ	0.001	内	サワラ	0.071	内	マアジ	ND	内			
ウバガイ	ND	内	サワラ	0.008	内	マアジ	0.004	内			
ウメイロ	0.002	内	サワラ	0.016	内	マアジ	0.003	内			
エゾアワビ	0.001	内	サンマ	0.003	遠	マアジ	0.002	内			
カツオ	0.001	遠	シバエビ	ND	内	マアジ	ND	内			
カツオ	ND	遠	シマアジ	0.010	内	マアナゴ	0.002	内			
カツオ	0.004	遠	シラウオ	ND	内	マイワシ	0.007	遠			
カツオ	0.004	遠	シログチ	0.002	内	マイワシ	0.002	遠			
カンパチ	0.002	内	スズキ	0.006	内	マイワシ	0.006	遠			
カンパチ	0.018	内	スズキ	0.003	内	マイワシ	0.005	遠			
カンパチ	0.011	内	スズキ	0.009	内	マガキ	0.003	内			
カンパチ	0.004	内	スズキ	0.046	内	マコガレイ	ND	遠			

昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。

内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm） 遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-17 令和3年度流通魚介類のTBTO及びTPT検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値		魚種	検出値		魚種	検出値	
	TBTO	TPT		TBTO	TPT		TBTO	TPT
アイナメ	ND	0.003	サザエ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.004
アイナメ	ND	0.006	サザエ	ND	ND	ブリ	ND	0.001
アオリイカ	0.002	0.002	サザエ	ND	ND	ブリ	ND	0.015
アオリイカ	ND	0.002	サラガイ	0.001	ND	ブリ	ND	ND
アオリイカ	ND	0.002	サワラ	0.005	0.008	ブリ	ND	0.003
アオリイカ	ND	0.002	サワラ	0.001	0.074	ブリ	ND	ND
アカアマダイ	ND	0.005	サンマ	ND	0.001	ブリ	ND	0.002
アカガイ	0.003	0.011	シマアジ	ND	0.002	ホタテガイ	ND	ND
アカガイ	ND	0.003	シマアジ	ND	ND	ホタテガイ	ND	ND
アカカマス	0.001	0.032	シマアジ	ND	ND	ホタルイカ	ND	0.011
アカガレイ	ND	0.001	シマアジ	ND	0.003	ホッケ	ND	0.013
アサリ	0.001	0.002	シラエビ	ND	0.004	ホッコクアカエビ	ND	0.005
アサリ	ND	ND	シロアシエビ	ND	ND	ホッコクアカエビ	ND	0.010
アサリ	ND	ND	シロギス	ND	0.003	ホンビノスガイ	0.003	ND
アサリ	ND	ND	シロギス	ND	0.002	マアジ	0.001	0.008
アワビ	ND	0.002	シログチ	0.003	0.005	マアジ	ND	0.012
イサキ	ND	0.019	スズキ	0.002	0.002	マイワシ	ND	0.002
イサキ	ND	0.011	スズキ	ND	ND	マイワシ	ND	0.003
イワガキ	0.001	ND	スズキ	ND	0.005	マイワシ	ND	0.002
イワガキ	ND	ND	スズキ	ND	0.014	マガキ	ND	ND
ウシエビ	ND	ND	スルメイカ	ND	0.014	マガキ	0.002	0.001
ウスメバル	ND	0.006	スルメイカ	ND	0.007	マガレイ	ND	0.001
ウチムラサキ	ND	ND	スルメイカ	ND	0.013	マコガレイ	ND	0.002
ウバガイ	ND	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マゴチ	ND	0.011
エゾアワビ	ND	0.002	タイセイヨウサケ	ND	ND	マゴチ	0.001	0.003
エゾイシカゲガイ	ND	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マサバ	0.002	0.012
エゾボラ	ND	0.002	タチウオ	ND	0.005	マサバ	ND	0.003
エビ(ニューカレドニア産)	ND	ND	タチウオ	ND	0.007	マサバ	ND	0.005
カサゴ	0.002	0.007	チダイ	ND	0.008	マサバ	ND	0.004
カツオ	ND	0.011	チダイ	ND	0.006	マダイ	ND	ND
カツオ	ND	ND	ツブガイ	ND	0.001	マダイ	ND	ND
カツオ	ND	0.007	ツブガイ	ND	0.003	マダイ	ND	0.004
カワハギ	ND	0.002	トコブシ	ND	ND	マダイ	ND	ND
カワハギ	0.006	0.002	トビウオ	ND	0.003	マダコ	ND	0.003
カワハギ	ND	0.003	トリガイ	0.002	ND	マダコ	ND	ND
カンパチ	ND	0.004	トリガイ	ND	ND	マハタ	0.002	ND
カンパチ	ND	0.009	ナミガイ	ND	ND	マハタ	0.004	0.001
クロガレイ	0.002	0.006	ナミガイ	ND	ND	マボヤ	ND	ND
ケンサキイカ	ND	0.007	バイ	ND	0.011	マボヤ	ND	ND
ケンサキイカ	ND	0.006	バカガイ	ND	ND	ムラサキイガイ	ND	ND
コノシロ	ND	ND	ハマグリ	ND	ND	ムラサキイガイ	ND	ND
ゴマサバ	ND	0.009	ハマグリ	ND	0.056	ムラサキイガイ	ND	ND
ゴマサバ	ND	0.006	ヒラマサ	ND	0.002	ムラサキイガイ	ND	ND
サクラエビ	ND	0.003	ヒラメ	ND	ND	モロトゲアカエビ	ND	0.006
サケ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.005	ヤリイカ	ND	0.002



表 2-8-18 令和3年度流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリソ	エンドリン	ディルドリン	t-クロルデン	c-クロルデン	オキシクロルデン	t-ノナクロル	c-ノナクロル
アイナメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アオダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アオハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカアマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.002
アサリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イトヨリダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウスメバル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウバガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウメイロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
エゾアワビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カンパチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロソイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
コウイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
コガネガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ゴマサバ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タイセイヨウサケ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ナイルアカメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ナミガイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハモ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラマサ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ブリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND
ホウボウ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ホッケ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マイワシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
マダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メルルーサ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マトウダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヤマメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

**第6 汚染米調査**

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京都拠点を通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

**1 検査対象品目**

都内に搬入される米穀

**2 実施対象施設**

都内に米穀倉庫を有する事業者

**3 実施機関及び検査機関**

健康安全研究センター

**4 検査結果（表2-8-19）**

134品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち20品目を残留農薬検査に供したところ、8品目から残留農薬を検出したが、基準は超過しなかった。検査対象農薬は表2-8-20のとおり。

表2-8-19 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	134	20
検出品目数	115	8
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.18	ND - 0.09

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-20 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (10種類)	殺虫剤 (10種類)	EPN、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
カーバメート系農薬 (8種類)	殺虫剤 (7種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (31種類)	殺虫剤 (11種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、エチプロール、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ブプロフェジン
	殺菌剤 (18種類)	アズキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロビコナゾール、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種類)		臭素

## 第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

東京都では、平成15年4月に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現・「日本農林規格等に関する法律」、以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局（現・生活文化スポーツ局）から健康局（現・福祉保健局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

### 第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、食品表示法に基づく基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

#### 1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。さらに平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	6,216件
指示・文書指導	1件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化スポーツ局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、令和3年度は1,193店舗を調査し、10件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	9回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を開催している。（表2-9-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表 2-9-3

開催年月日	開催方法	登録者数*
3年11月22日～29日	オンライン形式	191人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) ㈱明治の適正表示実施に向けた取組み／株式会社 明治 生産本部 技術部 渉外・表示グループ
- (イ) 新たな加工食品の原料原産地表示制度について／消費者庁食品表示企画課

表 2-9-4

開催年月日	開催方法	受講者数
4年2月7日～14日	オンライン形式	415人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分けることが困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀店）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

## (5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

4 件について、表示されていた品種と中身が不一致であった。この4件については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200 件	192 件	8 件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

## 2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、食品表示法(品質事項)に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

## (1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

## (2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

## (3) 分析機関

民間検査機関

## (4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

## (5) 判定結果 (表 2-9-6)

「黒毛和種である可能性は極めて低い」という判定結果となったものはなかった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50 件	50 件	0 件

## 第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法(品質事項)に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

## 1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

## 2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

## 3 分析機関

健康安全研究センター

## 4 分析方法

「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に準拠し、定性分析を行った。

## 5 検査結果 (表 2-9-7、表 2-9-8)

(1) 分析対象の80検体のうち、大豆加工品17検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した17検体について、分別生産流通管理(IPハンドリング)※の実施状況を確認したところ、8検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はなかった。なお、9検体については、指導権限を有する関係機関に情報提供を行った。

※ 分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること(その旨が書類により証明されたものに限る。)をいう。

\* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、I P  
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混  
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表  
示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(令和3年度)

対象品目		検体数	検査結果		
			検出 せず	検出 <sup>※1</sup>	検査不能 <sup>※2</sup>
とうも ろこし 加工品	スナック菓子	1	1	-	-
	スイートコーン	20	20	-	-
	コーンスープ	17	16	-	1
	ポップコーン	1	1	-	-
	その他のとうもろこし加工品	1	1	-	-
合計		40	39	0	1

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき  
定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

表 2-9-8

(令和3年度)

対象品目		検体数	検査結果		
			検出 せず	検出 <sup>※1</sup>	検査不能 <sup>※2</sup>
大豆 加工品	豆腐	17	9	8	-
	豆乳類	2	1	1	-
	大豆水煮	1	1	-	-
	きな粉	10	8	2	-
	凍豆腐	1	-	1	-
	その他の大豆加工品	9	3	5	1
合計		40	22	17	1

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき  
定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

#### 第4 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化

国民の健康の保持及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられている（一部省略規定あり）。また、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、食品の安全性と機能性に関する科学的根拠を、販売前に消費者庁長官に届け出ることにより、事業者の責任において表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度は、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、健康増進法に定められている。特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も、特別用途食品に含まれる。なお、食品表示基準においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発、相談指導、監視指導等により、表示の適正化を図っている（下記の実績は全て食品監視課及び都保健所における実施件数であり、区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

##### 1 普及啓発・相談指導等

特別用途食品、栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する誇大表示の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」等を作成するとともに、講習会開催により普及啓発を行っている。

また、表示適正化のために事業者からの表示方法等に関する相談指導を行っている。

令和3年度の講習会の参加人数は3,922人、相談件数は742件であった。

##### 2 監視指導

保健所では、販売施設等において、健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づき食品の容器包装等の表示及び広告の監視指導を行っている。

令和3年度の立入指導施設数は82軒、不適正表示指導件数は70件であった。

##### 3 収去検査

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、不適正な食品については指導等の対応を行っている。

###### (1) 対象品目

特別用途食品（特定保健用食品を含む。）及び栄養表示食品（栄養機能食品及び機能性表示食品を含む。）

###### (2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の販売施設等

###### (3) 検査項目

ア 表示内容検査  
イ 栄養成分検査

###### (4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所  
イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

###### (5) 実施結果

実施結果は表2-9-9のとおりであった。22品目について検査を行ったところ、不適正な表示（要調査及び不適正疑いを含む。）が認められたのは、栄養成分検査で3品目であった。

表2-9-9 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（令和3年度）

区分	収去件数	適正	不適正 <sup>※</sup>		
			合計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	-	-	0	-	-
栄養表示食品	22	19	3	-	3

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

## 第10節 食品衛生自主管理認証制度

### 第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、東京都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

なお、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、令和3年5月末で新規認証及び更新手続を終了した。

### 第2 令和3年度の主な取組

#### (1) 認証施設の公表（表2-10）

指定審査事業者から新たに報告のあった24施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。

令和3年度末の公表施設は1,078施設となった。

表2-10 (令和3年度末)

認証区分	認証施設数
給食	129
調理	714
製造	154
加工	36
販売	33
冰雪販売	1
魚介類せり売	11
合計	1,078

#### (2) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。



## 第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度、法に基づく自主回収届出制度

### 第1 食品安全条例に基づく自主回収報告制度の概要

東京都食品安全条例では、①事業者責任を基礎とする安全確保、②最新の科学的知見に基づく安全確保、③都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から実施してきた。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

東京都内に事業拠点を有する食品関係事業者（特定事業者）が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれにより自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により東京都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

令和3年6月、法に基づく自主回収届出制度が施行されたことに伴い、これまで運用してきた食品安全条例に基づく自主回収報告制度を廃止し、国の制度に一本化した。

### 第2 食品安全条例に基づく自主回収情報の公表

令和3年4月から令和3年5月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において11件の自主回収情報の公表を行った（表2-11-1）。

表2-11-1 食品安全条例に基づく自主回収情報の内訳  
(令和3年4月～令和3年5月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	11	0	0	3	4	4
魚介類	1	-	-	-	1	-
冷凍食品	0	-	-	-	-	-
肉・卵類	0	-	-	-	-	-
乳類	0	-	-	-	-	-
農産物	1	-	-	-	-	1
菓子類	4	-	-	1	2	1
飲料	0	-	-	-	-	-
器具類	0	-	-	-	-	-
その他*	5	-	-	2	1	2

※ 弁当、調味料など

### 第3 法に基づく自主回収届出制度の概要

平成30年に食品衛生法及び食品表示法が改正され、令和3年6月1日から食品等に関わる事業者が食品等の自主回収（リコール）を行った場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、自主回収情報を行政に届け出ることが義務化され、届け出られた情報を国のシステム（食品衛生申請等システム）で確認することが可能となった。

本制度は、届け出られた情報を消費者にシステムにより一元的かつ速やかに提供することで、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品衛生法、食品表示法違反の防止を図るものである。

### 第4 法に基づく自主回収届出の国への報告

令和3年6月から令和4年3月の間に事業者から計36件の届出（内訳：食品衛生法に基づく届出5件、食品表示法に基づく届出31件）を受けた。これらの届出については、健康危害の発生の可能性に係るクラス分類を行い、国へ報告した（表2-11-2、表2-11-3）。

表2-11-2 食品衛生法に基づく自主回収届出の内訳<sup>※1</sup>

（令和3年6月～令和4年3月）

食品分類	件数	回収理由 <sup>※1</sup>					
		違反品と別ロット品	農薬	異物混入	指定外添加物	成分規格不適	その他
合計	5	0	0	1	0	1	3
農産食品	2	-	-	-	-	-	2
畜産食品	1	-	-	-	-	1	-
水産食品	0	-	-	-	-	-	-
飲料・水	0	-	-	-	-	-	-
添加物	0	-	-	-	-	-	-
器具・容器包装	0	-	-	-	-	-	-
その他 <sup>※2</sup>	2	-	-	1	-	-	1

※1 八王子市、町田市を除く多摩地区、島しょ地区及び市場衛生検査所で届出のあったもの

※2 弁当、調味料など

表2-11-3 食品表示法に基づく自主回収届出の内訳<sup>※1</sup>

（令和3年6月～令和4年3月）

食品分類	件数	回収理由 <sup>※2</sup>				
		名称	アレルギー表示	シフェニルアラニン	期限表示	その他
合計	31	8	21	0	8	2
農産食品	4	-	1	-	3	1
畜産食品	2	-	-	-	2	-
水産食品	0	-	-	-	-	-
飲料・水	1	1	-	-	-	1
添加物	0	-	-	-	-	-
その他 <sup>※3</sup>	24	7	20	-	3	-

※1 八王子市、町田市を除く多摩地区及び島しょ地区で届出のあったもの

※2 1つの届出に複数の回収理由が存在する場合があるため、回収理由の合計は件数と一致しない。

※3 弁当、調味料など

## 第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル、動画等の衛生教材等を製作、配布、掲示及び配信することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

### 第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、  
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (令和3年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	16,566	16,431	32,997
表示	2,227	972	3,199
規格・基準	851	557	1,408
食中毒	3,638	799	4,437
残留農薬	254	136	390
輸入食品	238	93	331
添加物	283	144	427
新規開発食品	32	16	48
食用の可・不可に関する疑義	876	371	1,247
マスコミ報道に関する事項	667	194	861
その他 <sup>注</sup>	19,176	7,488	26,664
合計	44,808	27,201	72,009

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
  - ・調理師免許・製菓衛生師免許
  - ・HACCPに関する問合せ
  - ・新型コロナウイルス対応について
- 等

### 第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体<sup>注</sup>：都保健所

表 2-12-2 (令和3年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	0	0
食品衛生街頭相談等	9	135
合計	9	135

注 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、中止となった事業もあった。

## 第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(令和3年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	18	217,915
臨時出店について (リーフレット)	1	1,000
食品関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	3	13,140
食品関係営業届出の手引 (リーフレット)	3	13,670
自動車関係営業許可申請等の手引 (リーフレット)	2	3,005
移動営業 (引車) 許可申請の手引 (リーフレット)	1	1,500
食品表示リーフレット (外国人の食品関連事業者向け)	1	3,000
栄養成分表示普及啓発リーフレット (小規模の食品関連事業者向け)	1	5,000
小規模給食・ボランティア給食を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	5,600
大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編 (パンフレット)	1	4,000
栄養成分表示ハンドブック (パンフレット)	1	3,000
乳児ボツリヌス症予防 (ポスター)	1	10,000
乳児ボツリヌス症予防 (リーフレット)	1	150,000
乳児ボツリヌス症予防 (店頭掲示用カード)	1	5,000
情報誌等 (都保健所)	31	94,510
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	9	14,500
合計	58	326,925

## 第4 食品衛生講習会

## 1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(令和3年度)

		都保健所		都その他 <sup>注4</sup>		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	1	84	3	16	4	100	
営業者	合計	195	7,923	192	5,391	387	13,314	
	実務講習会 A <sup>注1</sup>	許可更新	4	69	-	-	4	69
		業種・業態別	4	500	3	609	7	1,109
		集団給食	8	606	-	-	8	606
		責任者	21	902	-	-	21	902
		その他	4	70	1	85	5	155
	実務講習会 B <sup>注2</sup>	許可更新	41	628	-	-	41	628
		業種・業態別	14	897	44	1,735	58	2,632
		集団給食	28	1,019	-	-	28	1,019
		責任者	17	810	5	275	22	1,085
その他		29	567	35	505	64	1,072	
その他 <sup>注3</sup>		25	1,855	104	2,182	129	4,037	
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

## 2 その他の講習会等

## (1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン形式により講習会を開催した。

配信期間 令和4年2月1日から2月10日まで

受講者数 381名

内容 ・ HACCPの制度化について  
・ 検疫所における輸入食品等監視指導業務について

## (2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画配信により実施した。

日時 令和3年12月6日から令和4年1月28日まで

形式 動画配信

申込人数 529名

内容 ・ 法令解説  
・ 講演「健康食品の広告・表示規制について」

## 第5 食の安全都民フォーラム

### 1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

食の安全に関する様々な問題について、都民、事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し、シンポジウム形式で意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催している。

令和3年度は、「ゲノム編集技術応用食品について考える」をテーマとし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため動画配信により実施した（視聴回数1,270回）。

### 2 食の安全調査隊

参加者の主体的な取組を通じたリスクコミュニケーションの充実に向け、平成19年度から、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動を実施している。

令和3年度は、小学生を対象とした「食の安全こども調査隊」として、食中毒予防に関する学習資料を用いた自宅学習形式で実施した（小学生50名が参加）。

### 3 食の安全都民講座

食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、平成27年度から、少人数での講義やグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を開催している。

表 2-12-5 令和3年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	人数・ 視聴回数
第1回	7月1日から 8月31日まで	変わりましたよ！食品衛生法	講義動画をウェブ配信	2,886回
第2回	11月2日から 12月24日まで	家庭で実践！食品衛生1・2・3	講義動画をウェブ配信	1,500回
第3回	12月9日	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	会場での講義及びライブ配信	528人
第4回	3月1日から 5月9日まで	これ食べられる？有毒植物の見分け方講座	講義動画をウェブ配信	2,283回

## 第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学習資料を用いた自宅学習形式で実施した（小学生60名が参加）。

## 第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）、保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

### 1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。令和3年度の閲覧件数は、延べ714

万件であった。

令和2年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

## 2 健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、磨け！選択眼、健康食品ナビ及び印刷物関係等である。令和3年度は、健康食品の試買調査結果、食品安全情報評価委員会で評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。

令和3年度の閲覧件数は、延べ480万件であった。

## 3 保健所等のホームページ

令和3年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は延べ1,488万件であった。

## 4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。令和4年3月末の読者数は5,683人であった。

## 5 Twitter

令和2年度から、食品安全に関する都民向け注意喚起情報及び都が主催する食品安全関連のイベント開催情報等について随時ツイートをしている。令和3年度のツイート数は78回であった。

### 第13節 その他の事業

#### 第1 シアン化合物含有豆類の取扱状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号で「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知で既存の

通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日で廃止し、新たに実施要領を定め、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が令和3年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(令和3年度)

		合計		ベビーライマ豆		バター豆		ラーズライマ豆		
		袋数	重量 (t)	袋数	重量 (t)	袋数	重量 (t)	袋数	重量 (t)	
令和2年度総計		17,841	536.0	1,534	46.0	16,307	490.0	-	-	
令和3年度総計		19,739	593.7	4,719	141.7	15,020	452.0	-	-	
内訳	令和3年	4月	2,188	65.7	1,296	38.9	892	26.8	-	-
		5月	1,103	33.1	870	26.1	233	7.0	-	-
		6月	1,568	47.1	1,253	37.6	315	9.5	-	-
		7月	1,681	50.5	356	10.7	1,325	39.8	-	-
		8月	1,505	45.2	76	2.3	1,429	42.9	-	-
		9月	1,597	47.9	80	2.4	1,517	45.5	-	-
		10月	1,735	52.1	145	4.4	1,590	47.7	-	-
		11月	2,153	64.6	118	3.5	2,035	61.1	-	-
		12月	2,377	71.3	170	5.1	2,207	66.2	-	-
	令和4年	1月	700	21.0	50	1.5	650	19.5	-	-
		2月	1,580	47.4	90	2.7	1,490	44.7	-	-
		3月	1,552	47.8	215	6.5	1,337	41.3	-	-

注 重量 (t) は小数点100分の1で四捨五入



## 第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

## 1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数

(令和3年度)

		令和3年										令和4年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	269	-	-	-	-	269
高等学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	83	109
養護学校等	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	1	4
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	269	26	-	-	83	378

## 2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数

(令和3年度)

		令和3年										令和4年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2
	利用人数	-	-	-	-	-	105	40	-	-	-	-	-	-	145
中学校	学校数	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3
	利用人数	-	-	109	26	-	-	-	-	-	169	-	-	-	304
高等学校	学校数	-	-	1	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	4
	利用人数	-	-	134	-	-	-	23	152	-	288	-	-	-	597
養護学校等	学校数	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2
	利用人数	-	-	-	-	-	-	29	11	-	-	-	-	-	40
合計	学校数	-	-	2	1	-	1	3	2	-	2	-	-	-	11
	利用人数	-	-	243	26	-	105	92	163	-	457	-	-	-	1,086

